

『源平盛衰記』全釈 (五—卷二—1)

早川厚一
曾我良成
橋本正俊
志立正知

源平盛衰記卷第二

清盛¹息女

御娘²八人御座³ケルモ、皆取⁴々ニ幸⁵ヒ給⁶ヘリ。一八本⁷ハ桜町⁸中納言⁹成範¹⁰卿ノ相¹¹具¹²シ給¹³ヒシ程ニ、彼¹⁴の卿下野¹⁵ヤ室¹⁶ノ八島¹⁷へ被¹⁸レテ流¹⁹後²⁰、花山²¹院左大臣²²兼²³雅²⁴ノ御台盤²⁵所²⁶ニ成²⁷リ給²⁸ヘリ。

実²⁹トハ成範³⁰の卿ト左大臣³¹家トハ、兄弟³²ノ契³³リニテ無³⁴キ内外³⁵中也³⁶ケリ。左大臣³⁷ノ北³⁸方³⁹モオハセデ、一三年⁴⁰男上⁴¹人ニテ、常⁴²ハ心ヲ澄⁴³マシ、ヨロヅ倦⁴⁴氣ナル有⁴⁵様也⁴⁶ケレバ、「直事⁴⁷ニ非⁴⁸ズ。イカニモ子細⁴⁹御座⁵⁰ニコソ」ト、人皆⁵¹恠⁵²ヲ成⁵³ス。大臣⁵⁴或⁵⁵時⁵⁶御乳⁵⁷人ノ三位⁵⁸の局⁵⁹ヲ召⁶⁰シテ、御物語⁶¹アリ。「去⁶²々年⁶³ノ春⁶⁴成範⁶⁵ノ女房⁶⁶ヲ、雲上⁶⁷ニテ夙⁶⁸見⁶⁹タリシヨリ、心苦⁷⁰シ思⁷¹ヒアリ。男⁷²ノ習⁷³ハ后⁷⁴ヲモ奉⁷⁵シ盜⁷⁶、国⁷⁷ノ騒⁷⁸キトモ成⁷⁹スゾカシ。況⁸⁰ニ是⁸¹ハ左⁸²モ右⁸³モ謀⁸⁴リ出⁸⁵シテ、思⁸⁶ヒヲハルベケレ共、中納言⁸⁷ノ為⁸⁸ニ後⁸⁹口⁹⁰闇⁹¹事⁹²ハ有⁹³マジ。兄弟⁹⁴ノ契⁹⁵リナガラ、色⁹⁶ニ出⁹⁷テ汝⁹⁸ニサヘ心苦⁹⁹シ思¹⁰⁰ヒヲ付¹⁰¹クル事¹⁰²コソ不¹⁰³使¹⁰⁴也¹⁰⁵トモ、所¹⁰⁶望¹⁰⁷セバ慰¹⁰⁸ベシ。タゞ余¹⁰⁹所¹¹⁰ナガラ無¹¹¹ク由¹¹²見¹¹³ソメケン事¹¹⁴コソツラカリケリト思¹¹⁵ヘバ、色¹¹⁶ニ出¹¹⁷テ汝¹¹⁸ニサヘ心苦¹¹⁹シ思¹²⁰ヒヲ付¹²¹クル事¹²²コソ不¹²³使¹²⁴ナレ」³²ナンド、徒³³ノ忍³⁴ビ³⁵御物語³⁶アリ。³⁴三位³⁵の局³⁶宿³⁷所³⁸ニ歸³⁹リテ、「³⁵大臣³⁶ハユ、シキ大事³⁷ノ病³⁸ハツキ給³⁹ヒニケリ」ト歎⁴⁰キケリ。此⁴¹の局⁴²ノ妹⁴³ノ侍從⁴⁴ヲ呼⁴⁵ビテ、此⁴⁶の事⁴⁷ヲ語⁴⁸ル。侍從⁴⁹申⁵⁰サシ様、「其⁵¹の事⁵²ニヤ、³⁹一日⁴⁰中納言⁴¹殿⁴²ノ仰⁴³セニ、『⁴⁰大臣⁴¹殿⁴²ノ御景⁴³氣⁴⁴ハ、イカニモ人⁴⁵ヲ恋⁴⁶ヒ給⁴⁷ト見⁴⁸エタリ。イカナル人⁴⁹ニ思⁵⁰ヒヲ残⁵¹シ給⁵²ヤラン。哀⁵³れ成範⁵⁴ガ妻⁵⁵ナンドナラバ⁴²奉⁴³リナン。隔⁴⁴テナク申⁴⁵シ昵⁴⁶ビ奉⁴⁷ル詮⁴⁸ニハ、是⁴⁹ハ⁴³三⁴⁴コソ実⁴⁵ノ志⁴⁶ナレ』ト被⁴⁷レテ仰⁴⁸セ、『カバカリ奉⁴⁹ル思⁵⁰ヒトハヨモ思⁵¹ヒ給⁵²ハジ』ト、御心⁵³苦⁵⁴シ氣⁵⁵ニ候⁵⁶シジヤ。⁴⁵参⁴⁶リテ申⁴⁷シテミン」トテ、立⁴⁸歸⁴⁹リツ、中納言⁵⁰ニ私⁵¹語⁵²申⁵³シタレバ、⁴⁶打⁴⁷チ咲⁴⁸給⁴⁹ヒテ、「去⁵⁰レバコソ、能⁵¹ク見⁵²タリケリ、嬉⁵³ク聞⁵⁴カセ給⁵⁵ヒタリ」トテ、⁴⁷三位⁴⁸の局⁴⁹ヲ召⁵⁰シ、見⁵¹参⁵²シテ宣⁵³ヒケルハ、「無⁵⁴ク隔⁵⁵テカク聞⁵⁶ヒエ侍⁵⁷ル事⁵⁸、返⁵⁹ササク神⁶⁰妙⁶¹ニコソ。是⁶²ハ可⁶³ク奉⁶⁴ル入⁶⁵レ

カ、其れへ可き進すテカ、御心ニ相叶ハン事ヲ計はかヒ給へト。三位申しケルハ、「⁵¹理ナキ御志ノ色ニ顕はれ御座す御事、申すモ中々愚おろカニ覚へテコソ候へ。是へ入れ進ちセンモ、アレハ⁵³入らセ御坐サンモ、旁かたがた其の憚はばアレバ、御心安くモ思も思し召をバカリ、只⁵⁵離り別べシ給ひト。御披露候へカシト。中納言宣のたまひケルハ、「避さト申しタラバ、我が志ニハ⁵⁷アラジ。イカニモ奉公ノ為ニコソ、悲しキ別べヲセンズル「六面ニ」ト聞しエケレバ、⁵⁸三位、「其れハ二三日モ過す侍りテコソ、此の由はバ委し申し入れ侍らメ。兼ねテ申しタラバ、定あテ御心を元もとナク思し召すベシ」ト計はかヒ申しケレバ、「サラバ其の義ニコソ」トテ、中納言言北の方ニ此の由は被れ申しケリ。女房ハ、「事ニ触れテ我ヲ捨てントオホスニコソ。係か様ヤ有るベキ」ト、無け限り涙ニ咽むせ給ひケレバ、中納言モ袖ゆヲ絞りテ、「此の世ニハ隔たナク志ノ色を顕しシ、⁶²後世ニハ繫け念ねん無む量りやう劫ごうトカヤノ罪つみヲモ遁た給へカシト、⁶³為レ我が為レ人のカク思ふ侍ルニヤ。愚おろカノ御事ニハ非ズ」ト、様々さまざま誓ちか言げんヲ申し給へバ、「其の上は不及力に」トテ、心ナラヌ別べ別べヲシ給ひケルコソ。絲いと惜しケレ。此の由は角ト披露ひケレバ、⁶⁵三位ノ局ノ計はかヒニテ迎むかへ取り給ひケリ。⁶⁷大臣ハウツ、ナラズトゾ思ハレケル。中納言ハササガ飽か六五又別べノ道ナレバ、忍しのびノ涙なみだヲ流し給ひケリ。彼の朱明しゆめいガ妻さいヲ避さリシ志こころ、管寧くわんねいガ金かねヲ断つシ情なさけモ、角かくヤト覚あテ最いとヤサシ。

其の後ご三位ノ局、大臣だいじんニ角かくヤト申しケレバ、大おほ驚おどろ給ひテ、カクゾ送おくり給ひケル。

タグフベキ方モ渚ノウツセ貝かいクダケテ君きみヲ思フトラシレト。中納言此の歌うたヲ見みテコソ、「サテハ御心ニ相あ叶あひ給ひケルヨ」ト、歎なげキノ中ニモ悦よろこび給ひケレ。例たとヒナキ情なさけ也ト人ひと申しケリ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「女子達」。 2 〈近〉「さいはいし給へり」。 3 〈蓬・静〉「ハ」なし。 4 〈近〉「しけのりの卿に」、〈蓬〉「成範卿の」、〈静〉「成範卿の」。 5 〈近〉「むろの」、〈蓬・静〉「無漏の」。 6 〈近〉「やしまへ」、〈蓬・静〉「屋島へ」。 7 〈近〉「くはさんのるんの」、〈蓬〉「花山院」、〈静〉「花山院」。 8 〈近〉「かねまさきやうの」。 9 〈近〉「しけのりの卿と」、〈蓬〉「成範ノ卿と」、〈静〉「成範卿と」。 10 〈蓬・静〉「左大臣とは」。 11 〈近〉「うちとなき」、〈蓬〉「内外なき」。 12 〈蓬・静〉「ノ」なし。 13 〈近〉「をのこうへ人にて」、〈蓬〉「男上人にて」、〈静〉「男上人にて」。 14 〈近〉「おはすにこそと」、〈蓬・静〉「おはするにこそと」。 15 〈近〉「おと」。 16 〈近〉「御めのとの」、〈蓬〉「御乳人の」、〈静〉「御乳人の」。 17 〈近〉「三ゐのつほねを」、〈蓬〉「三位局を」、〈静〉「三位局を」。 18 〈近〉「をとゝしの」、〈蓬〉「去々年の」、〈静〉「去々年の」。 19 〈近〉「しげのりの」、〈蓬〉「成範の」、〈静〉「成範の」。 20 〈近〉「雲のうへにて」。 21 〈近〉「ほのかに」、〈蓬・静〉「ほの」。 22 〈近〉「きざきを」。 23 〈近〉「奉りて」、〈静〉「たてまつりて」。 24 〈蓬・静〉「闇の」。 25 〈近〉「ひたりもみきも」、〈蓬〉「ともかくも」、〈静〉「左も右も」。 26 〈近〉「はかりいたして」、〈蓬〉「謀出して」、〈静〉「謀出して」。 27 〈近〉「うしろくらき事をは」。 28 〈近〉「あひおもひの」、〈蓬〉「相思の」、〈静〉「相思の」。 29 〈近〉「おもひのむすめなりとも」、〈蓬・静〉「おもふ女なりとも」。 30 〈近・蓬・静〉「つらかりけれと」。 31 〈近〉「心うき」。 32 〈近・蓬・静〉「なと」。 33 〈近〉「物かたり」。 34 〈近〉「三ゐのつほねを」。 35 〈近〉「おとゝは」。 36 〈近〉「やまひつき給ひにけりと」。 37 底本と〈近〉「妹ノ」、〈蓬〉「妹に侍従といふ女房ありすなはち成範卿の乳母成ければ三位思ひのあまりに」、〈静〉「妹に侍従といふ女房ありすなはち成範卿の乳母成ければ三位思ひのあまりに」、〈静〉「妹に侍従といふ女房ありすなはち成範卿の乳母成ければ三位思ひのあまりに」、〈静〉「妹に侍従といふ女房ありすなはち成範卿の乳母成ければ三位思ひのあまりに」、〈静〉「妹に侍従といふ女房ありすなはち成範卿の乳母成ければ三位思ひのあまりに」、

あまりに」。注解参照。38〈近〉「かたり」。39〈近〉「たとひ」の「た」をミセケチとして、右に「ひ」と傍書。40〈近〉「おほいと」。41〈近〉「しけのりかめなと」、〈蓬〉「成範か妻なと」、〈静〉「成範か妻なと」。42〈近〉「奉りてん」。43〈近〉「申むすひ奉る」。44〈近〉「仰られし」。45〈近〉「まいりて申てみむとて」、〈蓬〉「参て申てみむと」、〈静〉「参て申てみんと」。46〈近〉「うちゑみたまひて」、〈蓬・静〉「うちわらひ給て」。47〈近〉「三ゐのつほねを」、〈蓬〉「三位局を」、〈静〉「三位の局を」。48〈蓬・静〉「あれへ」。49〈近〉「はからひたまへと」、〈蓬〉「計給へと」、〈静〉「計給へと」。50〈近〉「三ゐ」。51〈近〉「わりなき」、〈蓬〉「理なき」。52〈近〉「おはします」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。53〈近〉「いらせおはしまさむも」、〈蓬〉「いらせおはしまさんも」、〈静〉「おはしまさんも」。54〈近〉「おほすはかり」として、「ほ」の右下に別筆で「しめ」と記す。55〈近〉「りへつしたまふと」、〈蓬〉「さらせ給ふと」、〈静〉「避せ給ふと」。56〈近〉「御ひろうしたまへか」として、「り」の右に別筆で「ら」と記す。58〈近〉「三ゐ」。59〈近〉「はからひ申ければ」、〈蓬〉「計申ければ」、〈静〉「計申ければ」。60〈近〉「は」なし。61〈近〉「やうや」、〈蓬・静〉「例や」。62〈近〉「のちのよには」、〈蓬〉「後世には」。63〈静〉「為に」。64〈近〉「いとをしけれ」、〈蓬・静〉「最愛けれ」。65〈近〉「三ゐのつほねの」。66〈蓬・静〉「給ひにけり」。67〈近〉「をとくは」。68〈近〉「めをさけし」、〈蓬〉「妻をさりし」、〈静〉「妻を避し」。69〈近〉「こかねを」、〈蓬・静〉「金を」。70〈近〉「三ゐのつほね」。71〈近〉「をとくは」。72〈近〉「給ひけり」。

【注解】○御娘八人御座ケルモ、皆取々ニ幸ヒ給ヘリ 坊門大納言有房を加える〈長〉が「九人」とする以外、〈四・鬨・延・南・屋・覚〉同。但し、〈盛〉は、八人の女子を記し終えた後、「異本ニ云ク」として、別記文の形で、大納言有房の北の方になった女子を記す。当該箇所の注解参照。○一八本八桜町中納言成範卿ノ相見シ給シ程ニ

成範（一一三五～一一八七）は少納言入道信西の四男で、はじめは成憲を名乗っていたが、平治の乱以後成範と改めた。平治の乱当時は正四位下で播磨守・左中将を兼任していた。乱によって解官されたが、翌永暦元年（一一六〇）には召還されて本位に復し、以後参議、権中納言、民部卿を経て寿永二年（一一八三）には正二位中納言に至る。清盛娘と成範との婚姻は、『明月記』に「成範卿旧妻」（寛喜元年〔一二一九〕七月二十八日条）と記されるほか、『愚管抄』も「当時ノ妻ノキノ二位ガ腹ナルシゲノリヲ清盛ガムコニナシテケルナリ」（巻

五）とし、『平治物語』でも成範を清盛の婿とする。〈四・鬨・長・南〉は〈盛〉と同様に、成範の北の方であったとするが、〈延・屋・覚〉は八歳の時に成範と婚約したが、平治の乱により破談となったと記す。「桜町中納言成範卿北方ト名付ラレテ八歳ナルヲハセシガ、平治ノ乱出来テ遂ズシテヤミヌ」（〈延〉一―二八ウ）。婚姻が成立していたとしても、実質的な結婚生活はなかったものと思われる（〈延全注釈〉巻一―一八〇頁）。なお〈四・鬨・南〉のように、平治の乱の件に触れずに兼雅との再婚を記すのは、後出的なあり方だろうし、平治の乱の件に触れても、〈長〉のように、その時に成範が死んだため、兼雅と再婚したと記すのも、やはり後出的なあり方だろう。この清盛の娘は、『古系図集』や『顕広王記』安元二年（一一七六）九月十三日条によれば、時子腹の長女と考えられ、生年は、久安六年（一一五〇）となる（佐々木紀一）。「花山院中納言上死去」（年廿八云々）。入道

平大相国長女也。痲瘡云々。入道悲歎無極云々。其理可然」(『顯広王記』)。とすれば、平治の乱の時には、清盛の娘は、十歳、成範は、二十五歳。二人の婚約は、その二年前(保元二年(一一五七))のこととなる。成範の女小督の誕生は、保元三年(一一五八)のこと(『山槐記』治承四年四月十二日条)なので、成範と小督の母との結婚は保元二年以前のこととなる。成範と清盛の娘との婚約は、ほぼ同時期の保元二年のこと。この時、小督の母は成範の妾として、清盛の娘は成範の正妻として婚約したか。なお、翌三年八月に、清盛の太宰大式補任に際して後任の播磨守には成範が任じられている。これを清盛が成範に譲ったものとみなす見解もある(元木泰雄、五二頁)。たしかに、それまで成範が在任していた遠江守に平重盛が任じられているのでその可能性は高いが、播磨と遠江の交換の可能性もあるため断定はできない。○彼卿下野や室ノ八島へ被流後 平治の乱の折のことは明記しないが、成範は、乱後の平治元年十二月十日に解官、二十三日に下野国の歌枕としても著名な室の八島に流罪されている。特に、流された折の成範の歌「わがためにありけるものを東路の室のやしまにたえぬ思ひは」は、『平治物語』一類本以下の諸本や、『続詞花集』・『今撰集』・『今鏡』・『治承三十六人歌合』・『宝物集』・『宴曲』・『羈旅』にも見られ、当時人々によく知られた歌であることが分かる(新大系『平治物語』二二四頁)。その中で、『今撰集』・『今鏡』・『平治物語』は、その歌の三句と四句を「下野や室の八島に」(『今鏡』)とする点、(『盛』本文と一致し、注意される。○花山院左大臣兼雅ノ御台盤所ニ成給ヘリ 兼雅(一一四八〜一二〇〇)は太政大臣藤原忠雅の一男。母は中納言藤原家成女。忠雅と家成との関係については本全釈(三一巻一

一3)五頁参照。侍従、右少将、左中将等を経て永万元年(一一六五)正月に二条天皇の藏人頭に補任され、同年七月には従三位に叙せられている。仁安三年(一一六八)に権中納言、治承二年(一一七八)には言仁親王(後の安徳天皇)の東宮権大夫、ついで大夫に就任。翌年の政変では後白河院側近として解官されたが翌年には許され、養和元年(一一八一)には建礼門院別当、権大納言と、平氏政権下で順調な昇進を遂げている。同年源義仲によって出仕を停止され、翌年に辞任、文治元年(一一八五)に本座に復し、右大将、内大臣を経て建久元年(一一九〇)には右大臣、同九年正月に従一位に叙せられて十一月十四日に左大臣に転じた。成範との結婚が破談となった清盛の娘が、兼雅と結婚した年は、彼らの子の忠経が、承安三年(一一七三)生まれであることから、承安頃(一一七一〜)かと考えられていた(『延全注釈』巻一一八〇頁)。しかし『顯広王記』仁安二年(一一六七)二月十四日条の裏書(「十三日裏書云」と誤る)に引かれた、清盛太政大臣就任の慶賀記事には、「扈從公卿六人」の内の一人として、「三位中将兼雅(尊)」とあり、清盛の智として扈從に加わったとみられる。この時、兼雅は二十歳、非参議正三位左中将にあり、清盛の娘は十八歳。結婚は、これ以前のことと考えられる。なお、兼雅の生年については、『補任』の逝去記事から久安四年とするのが一般的であるが、『平安時代史事典』(元木泰雄)はこれを久安元年としている。○実トハ成範卿ト左大臣家トハ、兄弟ノ契ニテ無内外中也ケリ 以下、本節の最後「例ナキ情也ト人申ケリ」まで、『盛』の独自異文。この話では、表向きは、前々項に見るように、成範が室の八島に流されたため、清盛の娘は、兼雅のもとに再嫁したとするのだが、実は、成範と左大臣

家との間には、兄弟の契りとも言うべき親密な関係があり、兼雅が成範の北の方を恋慕していることを知り、兼雅に譲り与えたとする。

しかし、そうした物語の設定には、やはり無理があるろう。なお、成範と左大臣家（直接には兼雅を指そう）との兄弟の契りとは、血縁の繋がりや言うのではなく、彼らには、兄弟同然の深い関係があったとするのだろうか（成範は、兼雅より十三歳年長）、恐らくはこの物語が設定した虚構と考えられる。○左大臣ノ北方モオハセテ〈尊卑〉・〈尊卑脱〉によれば、清盛の娘と兼雅との間には、忠経（正二位右大臣）・家経（正二位中納言）があり、その他、母未詳の弟兼信・兼成・

円雅と女子一人がいるが、兼雅に、清盛の娘と結婚する以前に、北の方がいなかったという設定に無理はない。○三年男上人ニテ「男上人」は、〈静〉「ヲトコヒジリ」と訓むのが良いだろう。『校注国文叢書源平盛衰記』では、「妻迎ふべき年ごろと為りて後も猶三年独身にてと也、上人は殿上人のことをいへば其身分をいへるならん」（上一二七頁）と解するが、「男聖」の意だろう。「上人」を「ひじり」と訓む傍証には、〈逢〉「世捨上人」（一―五六二頁）がある（岡田三津子）。なお、〈盛〉には、「男聖」の用例が、他に二箇所所有る。

・（後の行者は）烏帽子皆破失ニケレバ、大童ニ成テ、一生不犯ノ男聖也（4―二〇五頁）

・（宗盛が副将能宗の母に）今ハ男聖シテ二人ノ者ヲ育ンズレバ、更ニ疎ノ事有マジト申シカバ（6―二四二頁）

「男聖」は、一生独身生活を貫く場合も、妻と死別後独身生活を送る場合にも、両様に使われている。○御乳人ノ三位局 秋山喜代子によれば、「天皇家では乳母は上臈女房であるのに、授乳者が下臈

女房である場合があった。そうした身分の低い授乳者は、乳母と明瞭に区別されて「御乳人」、「御乳」と称された」（八六頁）とする。『玉葉』における「乳人」の用例は、「此日、乙童（生年五歳）、参春日社、密儀也、……此外、侍六人、乳人車二両也」（承安三年二月十九日条）、「此日小童（生年三歳）、初参殷富門院、有御猶子之儀也、……乳人車自閑路参会」（建久五年八月二十八日条）の二例だけで、いずれも兼美自身の子についての記述である。ここには人物名は出てこないが、兼美の子の「乳母」としては、「帥局（刑部卿宗長朝臣女）」（嘉応元年十一月十九日条）、「大藏卿宗親妻（惟方入道女）」（文治二年二月四日条）、「四条局、宗頼朝臣妻、惟方入道娘也」（文治三年十月二十三日条）などであり、いずれも中級貴族の妻たちである。この

ような乳母が先の二例の「乳人」にあたるのか、さらにその下の階層の「乳人」とよばれる女性たちがいたのかは確定できない。ただし、たとえそのような「乳人」が存在したと仮定しても、『玉葉』にみえる撰家家の「乳母」さえ公卿クラスの妻女は見えず、〈盛〉の場合のような「三位局」のような身分のものは見ることはできない。因みに、『平家物語』で、「三位局」と称する女房としては、八条院の女房で、後に以仁王との間に一男一女を儲けた女性や、邦綱の女で、安徳天皇の乳母大納言典侍の姉であり、六条院の乳母・参議成頼の室で、「大夫三位局」とも称した成子等がいるが、「三位局」は兼雅の乳母としては身分が高すぎる。これらのことから考えてこの部分の「乳人」は、やはり、「乳母」の意と解するべきであり、「三位局」は虚構の可能性が高いと考えられる。○去々年ノ春成範ノ女房ヲ、雲上ニテ風見タリシヨリ 二年前の春、成範の北の方を宮中でちょっと見かけた

時以来、兼雅は、心を寄せてきたのだという。その時、北の方は、宮中の女房であったというような設定か。あるいは、事情は分からないが、成範の北の方が参内していた時に、兼雅が見かけたというのか。いずれにしても、成範の北の方が、まだ幼女であった時という設定ではない。〈盛〉が、他本のように、清盛の娘が八歳の時であったとか、その娘と成範との婚約が、平治の乱により破談となったというのを記さないのは、こうした〈盛〉の設定そのものと深く関わる。なお、「夙見タリシ」には、例えば、『伊勢物語』の初段に見る「かいまみ」（古典集成一三三頁）や、九十九段に見る「下簾よりはのかに見」（同一一六頁）などの場面が想起されるように、王朝文学のモチーフの影響が看取されよう。○男ノ習ハ后ヲモ奉盗、国ノ騒トモ成ゾカシ『元訳源平盛衰記一』は、「男の習性では后を盗んだりするが、それは国が混乱することになるであろう」（五五頁）と解するが、ここは、「男の習いと言うものは、たとえ相手が后であっても盗み申して、国の騒ぎとも成ることであるよ」の意か。〈蓬・静〉は、「闇の」（校異24）騒ぎとするが、ここは先の解からしても、「国の」騒ぎが良からう。なお、后をも盗む先例話としては、清和天皇の後である二條の后との密通を記す『伊勢物語』や、異国の后との密通を記す『浜松中納言物語』（以上〈新定盛〉1—118頁）の他、桐壺帝の中宮である藤壺との密通を記す『源氏物語』、さらには『宝物集』が不邪淫戒を説く中での、皇后が邪淫を犯す諸説話（新大系二二二—二二八頁）等が想起されよう。○況是ハ左モ右モ謀リ出シテ：ましてや、今回は相手が后でもなく、何としてでもだまし連れ出しても、思いを遂げるべきであるけれど、中納言に対してそのような後ろめたいことがで

きようはずもあるまいの意。○兄弟ノ契リナガラ、相思ノ情不淺ここは兄弟愛以上のものを言うのであろう。「相思ノ情」の類例として、次の〈長〉の用例が該当する。「わたる左衛門にあひなれて、ことしは三とせになりぬれども、あひ思が情も更になし」（2—118頁）。文覚に關係を迫られた渡左衛門の妻が、夫と連れ添って、今年は三年になるけれど、相思相愛の思いは全くないと偽って、この後、文覚に夫の殺害を依頼するくだりである。このように、「相思ノ情」とは、男女間の相思相愛の思いを言うのだが、ここは、兼雅と成範とが、兄弟の關係以上に、男同士の相思相愛の關係、すなわち男色關係にあつたことを言うのだろう。そうした關係が、この後の、妻譲りという行動に結びつくのだろう。○縦ヒ我思ノ女也トモ、所望セバ慰ベシたとえ私が愛する女であっても、成範がその女を求めれば、私は成範の思いを遂げさせようの意。この後の、成範の、「哀成範ガ妻ナンドナラバ奉リナン」という言動と呼応する。○タゞ余所ナガラ無田見ソメケン事コソツラカリケリト思ヘバ：「ただ、人の妻を思っても甲斐がないのに見初めてしまったことが辛いと思うので、その思いがつい顔色に出て」の意。○徒ノ忍ノ御物語アリ「しんみりと内密のお話をなさった」の意。○ユ、シキ大事ノ病 恋の病を言う。○此局ノ妹ノ侍従ヲ呼テ、此事ヲ語 三位局から相談された妹の侍従が、この後成範のもとに戻り兼雅の思いを伝えたとするが、それは侍従が成範の乳母と解してこそ初めて理解できる。このことから、校異37に見るように、底本や〈近〉には、〈蓬・静〉に見る本文が、「侍従」の目移りのため脱落していると考えられよう。なお、侍従は、三位局同様、虚構の人物だろう。○隔ナク申昵ビ奉ル詮二ハ、是コソ

実ノ志ナレ「申昵ぶ」とは、語らいむつみ合うことを言うか。〈長〉
 「よこ笛、此よしを知らずして、とはれぬ事をかなしびて、滝口が年ごろ申むつびし三条にいたりて」(4—1—19頁)。ここは、「心隔てなく、これまで語らいむつみ申し上げてきたしには、我が妻をお譲りすることこそ本当の私の志です」の意か。○『カバカリ奉思トハヨモ思給ハジ』ト、御心苦氣ニ候シゾヤ「これ程までに私が兼雅様のことをお思い申し上げているとは、兼雅様はご存じあるまいと、成範様は、お辛そうでいらっしやいました」の意。○参テ申テミン「侍従が、これから主君の成範様のもとに参って、兼雅様のことを申してみましよう」の意。○能見タリケリ〈新定盛〉のように、「見えたけりけり」(1—1—18頁)と訓めば、「よくお出でくださいました」の意となるか。但し、底本を初め、〈近・蓬・静〉はいずれも、「見たりけり」とあることから、ここは、〈日国大〉の「みる」の項に引く「目にとめてこれこれだと思ふ。物事をこうだと判断する」(12—1—18—17頁)の意か。「馬足浮バ手繩ヲスクフテ游ガセヨ。我等渡スト見ルナラバ、敵矢ブスマヲ作テ射ンズラム」(〈延〉巻四—1—59ウ)。とすれば、ここは、「やはり私が思ったとおりだった」の意か。先に、成範が侍従に語った「大臣殿ノ御景氣ハ、イカニモ人ヲ恋給ト見エタリ」とも呼応する。○無隔カク聞工侍ル事、返々神妙ニコソ 三位局が、成範に遠慮することなく、兼雅のことを侍従を介して相談に及んだことについて、かねてから兼雅との「隔てなき」関係を望んでいた成範は、三位局に感謝の意を表したものの。○是へ可奉入力、其へ可進力、御心ニ相叶ハン事ヲ計ヒ給へ「兼雅様を我が家にお入れ申し上げるべきでしょうか、あるいは、我が妻を成範亭にお送りすべきでしょうか

か、お心に適う方法をお選びください」の意か。○理ナキ御志ノ色ニ頭御座御事、申モ中々愚ニ覚ヘテコソ候へ「色ニ頭」を、前出の「色に出づ」の意に取れば、成範の北の方を恋慕う兼雅の思いが、ここも、つい顔色に出してしまったことを言っているとも取れるが、それは、前後の文脈にそぐわない。ここは、「御志ノ」ともあることからすれば、この前に記される成範の、兼雅に対する過分なる配慮を感謝する三位局の言葉として解すべきだろう。故に、「理ナキ御志」とは、成範の兼雅へのひととおりではない志を指し、「色ニ頭」の「色」は、〈日国大〉の「色」の項に引く「それらしく感じられる気配、様子」(1—1—14—10頁)の意に対応するか。「善根ノ志ノ深ニハ、御布施ノ色ニ頭レタリ」(〈延〉巻一—1—14ウ)。○旁其憚アレバ、御心安モ思召バカリ：「どちらの方法を取るにしても、成範様にとっても兼雅様にとっても差し障りがありますから、ここは兼雅様がお気楽にお思ひになっていただけるぐらいに、ただ北の方様とは離縁なされたとのみ、世間にご披露ください」の意か。○避ト申タラバ、我志ニハラジ。イカニモ奉公ノ為ニコソ、悲キ別ヲセンズルニ「我が妻を離縁すると申したならば、それは私の本意ではない。どのような悲しき別縁は、我が妻を兼雅公にお任せさせるために、このような悲しい別縁をするのだから」の意か。○其ハ二三日モ過侍テコソ、此由ヲバ委申入侍ラメ 北の方との離縁は本意ではないとの成範の思いを聞いた三位局は、成範が北の方を説得し、成範と北の方の思いが落ち着く頃を見計らって、今回の事情を兼雅様に詳しく申し入れましよう」と答えたのだろう。○兼テ申タラバ、定テ御心元ナク思召ベシ「心元ナク」思うのは、北の方ではなく、兼雅であろう。というのは、

兼雅が離別された北の方を引き取ってから「其後三位局大臣ニ角ヤト申ケレバ」とあるのが、「其ハ二三日モ過テコソ」を受けたものであること、三位と成範の会話で問題となっているのが、ここまででは兼雅の事情だけであることなどを考えると、三位局が北の方の心を付度するというのはやや不自然だろう。むしろ「旁其憚アレバ」を受けて、「それに関しては、成範様が北の方と離別されて二三日も経過しました頃に、今回の事情を兼雅様に詳しく申し入れましょう。先に申しましたら、兼雅様は、成範様のことを、あるいは離別がうまくいくかについて、ご心配なされるでしょうか」といった意になるか。○サラバ其義ニコソ 先の、三位局の提案「其ハ二三日モ過侍テコソ、此由ヲバ委申入侍ラメ」を指す。「それならば、その段取りで行いましょう」の意。この後、成範は、北の方の説得に取りかかることになる。○事ニ触テ我ヲ捨ントオボスニコソ 事情を聞かされた北の方は、いぶかり、「今回のことを口実に、実は私をお捨てになろうとお思いなのでしょう」と言ったもの。○係様ヤ有ベキ 「このようなことがあってよいのでしょうか」の意。○此世ニハ隔ナク志ノ色ヲ顕シ 三位局に対する、先の成範の言葉「隔ナク申昵ビ奉ル詮ニハ、是コソ実ノ志ナレ」に対応する。また、その前の、三位局に対する兼雅の言葉「相思ノ情不浅」にも対応する。「現世においては、心隔てなく相思の思いを示すため」の意か。○後世ニハ繫念無量劫トカヤノ罪ヲモ遁給ヘカシト 「繫念無量劫」とは、「もし執念をおこすときは、はかり知れない歳月にわたってその苦果を受けるといふこと」（『日国大』4—1—14—12頁）。もし兼雅が成範の北の方に思いを残したまま死ぬことがあれば、兼雅は、長年月にわたって苦果を受け

ることになる。兼雅をその罪から逃れさせるためにも、我が願いを聞き届けて欲しいと、成範は北の方を説得する。次に引く〈長〉の、通盛の求婚に冷淡な小宰相への女院の説得にも、同様な考え方が見られる。「あまりに人の心つよきも、身のあだとなりぬるものを。この世には、親子あをきをにとりて、身をいたづらになし、ひとりなきけなき事にあたり、のちの世までもさはりとなりて、世々に身をはなれぬとこそきけ。人をも身をも、をにとりてなにかはせん。繫念無量劫とかやもつみふかし」（4—1—74頁）。他に、舞曲『大織冠』等にも見られる。「恋には人のしなぬ歎。扱も空しく恋ひしなば、一念五百生、けんねんむりやうごう。生々世々の間に、つきせぬ恨みのふかうして、ともにじやしんと成るならば、仏にはならずして、邪道に長く落つべし」（『幸若舞曲研究』第十卷、一九二頁）。○為我為人カク思侍ルニヤ 我がためにも、兼雅様に「志ノ色ヲ顕シ」、兼雅様のためにも、「繫念無量劫トカヤノ罪」をも受けさせないために、このように思うのでしょうか。○愚ノ御事ニハ非ズ 「決していい加減な思いで言っているのではないのです」の意。○此由角ト披露有ケレバ 先に、三位局が、成範に、「只離別シ給ト御披露候ヘカシ」と進言したとおり、北の方との離別が披露されたということ。○大臣ハウツ、ナラストゾ思ハレケル 成範の北の方が左大臣家に迎え取られたことを知った兼雅の、現実のこととは思えない程の喜びようを指す。この後の、愁いに沈む成範の様子とは対照的に記される。○中納言ハサスガ飽又別ノ道ナレバ 先にも、「避ト申タラバ、我志ニハアラジ」と、愛を無くしたための別れではないことが強調されていた。「飽又別」は、「今ぞ知るあかぬ別の暁は君をこひちに濡るる物とは」（『後撰集』

恋一・五六七)のように和歌に頻出する。この逸話に王朝物語の情趣を添える表現。○彼朱明ガ妻ヲ避シ志 静嘉堂文庫蔵『孝行集』によれば、次のような話。「夫彼朱明孝行信劫無比類其故親死去後舎弟一人アリケルガ親財ヲハ悉ク取テ迎ニハ少不宛然其兄ハ異義不云弟皆家中其外田島等迄出我ハ少不取去明妻女此事ヲ不安思ヒ人カタライ弟害セントタクム事聞言語道断之事カナ抑親ヤ彼弟ヲハ一段不便カリ玉ヒシ間吾モ無理トハ存レトモ彼害ハ親草葉カケテモウラメ敷思食ント存スレハ我サヘ不云是非ニコハ不謂事也迎妻女永去ケル也然間悉財宝田島一物モ不残与舎弟此事大王御感被成彼カ親財田ヨリ一倍テ与エ下フト云云〔黒田彰①六〇～六一頁〕。朱明の弟が、親の財産を独占し、朱明も異議を唱えないことを聞いた妻が、弟を殺そうとする。その話を聞いた朱明は妻を離縁するが、この話を大王が聞き、朱明を褒賞したとする。同話は、船橋本『孝子伝』・陽明本『孝子伝』(黒田彰②)の他、『枳門秘鑑』(阿部泰郎)等に見える(黒田彰③)。「朱明、兄弟二人、父母没後、分財各得百万、其弟驕奢、早尽二分、就兄常乞、兄每度与之、其妻忿怒云、所分財既齊、汝何早尽、就兄常乞之、則言小郎、朱明聞之曰、汝是他姓女也、兄是骨肉也、四海女皆可為婦、骨肉復不可得、遂出其妻、永不相見云々。夫婦尤親重者、世間以為不可並兄弟、而如朱明之言、遣妻重弟」(『枳門秘鑑』一四四頁)。○管寧ガ金ヲ断シ情 『世説新語』の德行や『蒙求』の「管寧割席」によるか。「世説、管寧字幼安。与華歆共園鋤菜。見地有金。寧揮鋤与瓦石不異。歆捉而擲之。又嘗同席讀書。有乘軒冕過門者。寧讀書如故。歆廢書而看。寧割席分坐曰、子非吾友也」(新釈漢文大

系『蒙求』上二五三頁～二五四頁)。管寧は、友人華歆と菜を作るため土を掘っていた時、金が出てきたが、管寧は瓦礫同然に見て何もなかったのに対し、華歆は、一旦それを掴み取ったが投げ捨てた。また、共に書物を読んでいる時、高位高官の者が車に乗り冠をかむり門前を通り過ぎたが、管寧は書物を読み続け、華歆は、読書を止めその様子を見ていた。すると管寧は、席を割いて座り場所を別にして、「君は私の友ではない」と言った。さらに続いて、管寧と華歆・邴原とは一緒に遊学し大変仲も良かったので、時の人は、一つの龍と称したことを記す。〈盛〉に見る逸話は、その内の前半部に引用した話。類話未詳。なお、『蒙求和歌』は、後半部の「管寧割席」の逸話を記す(『附音増広古注蒙求・蒙求和歌』三三八頁。中文出版社一九七九・10)。朱明・管寧の譬えは、成範の北の方との離縁、及び成範と兼雅の交流の譬喩であるが、ともに相手に非があったためにこれを遠ざけたという話であり、譬えとしてはふさわしくない。〈盛〉は、「管寧ガ金ヲ断シ情」とすることから、管寧の話と、固い友情を意味する「断金の契り」を結びつける誤解が生じているとも考えられる。○大臣二角ヤト申ケレバ「兼テ申タラバ、定テ御心元ナク思召ベシ」項で示したように、離別後日を経て、三位は兼雅に、成範が兼雅を深く思うがゆえに、兼雅に譲るためにあえて愛する妻を離別したことを報告した。そのことを聞き、驚いた兼雅は、次に引く歌を成範に送った。○タグフベキ方モ渚ノウツツ貝… 兼雅は、愁いに沈む成範を慰めるべく、自分も成範に劣ることなく心も千々に乱れて成範を思い続けているとの気持ちを和歌で送った。先ほどの兼雅の言に、「相思ノ情不浅」とあったが、ここでもその思いが再び確認される。次のように、解しうるか。比べ

られるものないほど、渚のうつせ貝が砕けるように、私は心乱れて
あなたのことを深く思っていることを知って欲しい。 ○サテハ御心

成範の感想。「北の方を譲るといふ私の心遣いが、兼雅の御心に適っ
たようだなあ」の意。

【引用研究文献】

* 秋山喜代子「養君にみる子どもとの養育と後見」（史学雑誌二〇二一・一九九三・1。『日本家族史論集』10「教育と扶養」吉川弘文館

二〇〇三・1所収。引用は、前者による）

* 阿部泰郎「安居院唱導資料纂輯（上六）―仁和寺蔵『釈門秘論』翻刻並びに解題」（調査研究報告一七、一九九六・3）

* 岡田三津子「成算堂文庫本『源平盛衰記』訓読索引稿」（大阪工業大学紀要（人文社会篇）五〇―1、二〇〇六・2）

* 黒田彰①「静嘉堂文庫蔵 孝行集」（愛知県立大学文学部論集国文学科編三九、一九九一・2）

* 黒田彰②「静嘉堂文庫蔵孝行集について」（『説話論集』第一集、清文堂出版一九九一・5。『中世説話の文学史的環境 続』和泉書院一九九五・

4再録）

* 黒田彰③「拾穂三題―善友太子のことなど」（『日本文学史論―島津忠夫先生古稀記念論集―』世界思想社一九九七・9）

* 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯之彦栄」（『人・ことば・文学』（菊地靖彦教授追悼論集）鼎書房二〇〇二・11）

* 元木泰雄『平清盛の戦い―幻の中世国家―』（角川書店、二〇〇一・2）

¹成範中納言ノ北の方、²花山院の御台盤所ニ成り給ひタリト、世ニ披露有リケレバ、何者ノ読ミタリケルヤラン、³四足ノ柱ニ、
花ノ山高キ梢ト聞きシカドあま重ノ子カトヨフルメ⁴ヒロフハ

ト。此⁵御台所ハ、⁶御美モ⁷厳ク情モ深ク御坐ケル上、天下ニ類ナキ絵書ニテゾ御坐ケル。紫宸殿ノ御障子ニ、伊勢物語ヲ絵ニ書カセ給フ御事アリ。
昔⁸貞貝親王ノ⁹生れ給ヘル御ウブヤニテ、人々歌読ミ侍リケル中ニ、¹⁰御伯父方のおきなノ、

我門二千尋アル竹ヲ植ツレバ夏冬誰カ隠レザルベキ

ト読ミタリケリ。御ウブヤトハ親王ノ御産所也。其のウブヤノ前ニ鳳凰ノ千尋ノ竹ニ居タルヲ、カ、セ給ヒタリケルガ、余リニ目出度ク魂ヲ書キコメサ
セ給ヒタリケルニヤ、其の後紫宸殿ニ、¹⁴時々笙ノ笛ヲ調ブル声アリ。人々此ヲ恠テ、忍ヒテ御覧ジケレバ、千尋ノ竹ニ書カセ給ヘル鳳凰ノ鳴ク音ニ
ゾ侍リケル。難キ御事也。

【校異】 1 〈近〉「しげのり」ハ〈蓬〉「成範」ハ〈静〉「成範」。 2 〈近〉「花山あんの」ハ〈蓬〉「花山院の」ハ〈静〉「花山院の」。 3 〈近〉「よつあしの」ハ〈蓬〉

「四*の」(*難読)、〈静〉「四足ヒキの」。4 〈近〉「ひろうはと」。5 〈蓬・静〉「御台盤所ウケハシロは」。6 〈近〉「みめも、〈蓬・静〉「御みめも」。7 〈近〉「いつくし」、〈蓬〉「厳ツツしく、〈静〉「厳ツツしく」。8 〈近〉「さたかすしんわうの」、〈蓬〉「貞数サカス、親王ミコの」、〈静〉「貞数サカス、親王ミコの」。9 〈蓬〉「むまれ給ふる」。10 〈近〉「御をうしかたのおきなを」、〈蓬〉「御伯父ウヂかたの翁ウヂヤの」、〈静〉「御伯父ウヂ方翁ウヂカタウヂヤの」。11 〈蓬〉「かけを」。12 〈蓬〉「かくれさるへと」。13 〈近〉「たまひけるにや」。14 〈近〉「ときく」、〈蓬〉「時々トキトキ」、〈静〉「時々トキトキ」。15 〈近〉「しらむる」。16 〈近〉「ねにそ」。

【注解】○成範中納言ノ北方、花山院御台盤所ニ成給タリト… 以下、「花ノ山…」の歌まで、他本にもあり。但し、〈屋・覚〉は、歌を欠く。○四足ノ柱 落首を「四足の門」に書いたとするのが、〈四・鬮・南〉。四足の扉とするのが、〈延〉。〈長〉は、「四足の門の柱に、札を書て打たりけり」(1—133頁)とする。本全釈三の注解「札ニ書テ清水寺ノ大門ニ立テ」(19—20頁)参照。○此御台所ハ、御美モ厳ク情モ深ク御坐ケル上… 以下の記事、〈長〉にもあり。

○紫宸殿ノ御障子ニ、伊勢物語ヲ絵ニ書セ給御事アリ 角田文衛は、〈盛〉の記事が史実とすれば、「恐らく彼女は、建暦二年(一一二二)十月に竣工した最後の紫宸殿の障子に絵を描いたのである」(二六九頁)と推測する。以下、基実北の方の琵琶・隆房北の方の琴・基通北の方の歌と、建礼門院を除く娘それぞれに、特技が配されている。おそらくこれらの記事は、清盛女の優れた資質を賞賛するための虚構と見るべきであろう。女性の絵の名手としては、『源氏物語』「絵合」で「斎宮の女御(秋好中宮)」が「いとをかしう描かせたまひければ」と設定されているほか、『栄花物語』で藤原教通女御子について、「琵琶弾かせ(給)、絵などいとめでたく、せ給。男絵など、絵師恥しうか、せ給。故くしうおかしうおはします。御かたちもいとをかしげなり。愛敬づきふくらかに、さ、やかにぞおはしましたしける。」(巻三十六「根あはせ」。旧大系下—四四三頁)と記されている例がある。

後掲「琴ノ上手」項参照。なお、〈長〉では、描かれていたのは「花山院の公卿の座のしやうじ」であったとする。花山院は康平四年八月二日に再建上棟(『百練抄』)されたもの。「花山院、新大納言(家忠卿)被居住也」(『中右記』嘉保元年五月二日条)とあるように、嘉保元年(一一九四)には兼雅の曾祖父家忠が居住しており、以降花山院家代々が伝領している。太田静六作成の「平安末期から平家時代にかけての花山院復原図」(五七一頁)参照。また、貴族の邸宅における「公卿の座」については、飯淵康一が、「公卿座は客亭とも呼ばれた様に、接客や儀式などの会場に用いられた」(三四四頁)とする。飯淵によれば、「公卿座の方が東面内出居よりもより表向的性格の強い接客空間として捉えられていた」(三四四頁)ということ、来客はまず公卿の座に通され、次に必要に応じて出居に通されることになる。治承三年十月二十五日、正三位に昇格した藤原師家が忠雅を花山院第に訪れたときの記事に、「以寢殿東北卯西一棟廊南面東三ヶ間一為客亭」(『山槐記』同日条)とあり、客亭は公卿の座の位置が分かる。前掲大田論文によれば花山院第は、「東対はおるか、東対代廊すら営まれない」(五六七頁)独特な構造を持つ寢殿造であり、公卿座があった東二棟廊は、寢殿の東脇でありながら邸宅の東端に位置するということになる(太田論文花山院復原図参照)。○昔貞親親王ノ生給へル… 以下は、障子に書かれた『伊勢物語』のある一段を描いた絵の

説明。『伊勢物語』の七十九段に一致する。その『伊勢物語』に近いのは、次に示すように〈長〉。

・むかし、氏の中に、親王うまれ給へりけり。御産屋に人々歌よみけり。御祖父方なりける翁のよめる。

わが門に千ひろあるかけを植ゑつれば 夏冬たれか隠れざるべき
これは貞数の親王。時の人、中将の子となむいひける。兄の中納言
行平のむすめの腹なり。（新潮日本古典集成『伊勢物語』九四頁）

・昔、氏の中に御子生まれ給へり。御産屋に人々、歌をよみ給ひけるに、御祖父方なりける翁のよみける。

我やどに千ひろある竹を植つれば 夏冬たれか隠ざるべき

といふ所を書給へり。御産屋とは、貞員の親王の生れ給へる御産所なり。（〈長〉 1—三四頁） ○御ウブヤニテ、人々歌読侍ケル中

二「御うぶ屋に人々哥よみけり、三ヶ夜七ヶ夜などの祝に哥をよむ事也」（片桐洋一翻刻『伊勢物語音聞抄』六三二頁）。 ○御伯父方翁

「伯父」方ではなく、「祖父」方の祖父が良い。祖父方の翁とは、貞数親王の母方の祖父行平の弟に当たる在原業平のこと。 ○御ウブヤト

ハ親王ノ御産所也 こうした注釈的な記事が必要とされるのは、冒頭に「氏の中に、親王うまれ給へりけり。御産屋に……」としか記さない〈長〉だろう。〈盛〉の場合は、初めに「貞員親王」と明らかにしているし、「生給へル御ウブヤニテ」と説明されている訳だから、特にこうした注釈的な記事は必要とされないだろう。それに対して、〈長〉の場合は、『伊勢物語』と同じく、「御子生まれ給へり」としか記さないため、

【引用研究文献】

* 飯淵康一『平安時代貴族住宅の研究』（中央公論美術出版二〇〇四・2）

その御子が実は「貞員親王」であって、「ウブヤ」とは、産所であることが説明されても特に違和感はない。このことから、この記事に關しては、〈盛〉よりも、『伊勢物語』に近似する本文を記す〈長〉に古態性を見るべきだろう。 ○鳳凰ノ千尋ノ竹ニ居タルヲ 鳳凰は桐・竹とともに、聖帝の瑞として知られ、いずれも天皇の装束等に用いられる吉祥文様でもあった。鳳凰は「鳳凰は梧桐にあらざれば栖まず、竹実にあらざれば食わず」（『文明本節用集』）のように竹の実を食すとされたり、「一声の鳳管は、秋秦嶺の雲を動かせば、鳳凰もこれに愛でて、梧竹に飛びくだりて」（謡曲・経正・旧大系「謡曲集」下—三—三頁）、「篔簹山ノ麓ニ池アリ。其ノ池ノ辺ニ竹アリ。其竹ノ本ニハ毒龍伏シテ守護之也。竹ノ梢ニハ鳳凰常ニ遊ブ也」（『法華経直談鈔』臨川書店、三—二五—三頁）、「ほうわうは、竹のはやしにまひあそび」（『七夕物語』「室町時代物語大成」八一—五—三頁）のように、竹林に遊ぶと考えられた。平家物語では〈延〉「梧桐ノ花開テハ鳳凰モヤ住ヌラム。竹筠林閑也」（卷一〇—四—二ウ）がある。単なる伊勢物語絵ではなく、竹にさらに鳳凰を添えて、明王の治世を言祝ぐ絵を描いたのである。 ○笙ノ笛ヲ調ブル声アリ 笙の笛の音かと思つたら、実は鳳凰の鳴き声だったとする。笙の笛は、伶倫が鳳凰の鳴く声を聞いて作ったとされる。〈延・盛〉にも、「鳳凰ノ鳴ク声ヲキ、テ、令公ト云ケル人、笙笛ヲバ作始メタリ。千字文ト申文ニハ、「鳴鳳在樹」、白駒喰場」トテ、「明王ノ代ニハ必ず鳳凰来テ、庭前ノ木ニ栖」ト云本文アリ」（〈延〉巻五—二—五ウ）とある。

* 太田静六『寢殿造の研究』（吉川弘文館一九八七・2）

* 片桐洋一『伊勢物語の研究（資料篇）』（明治書院一九六九・1）

* 角田文衛『平家後抄―落日後の平家―』（朝日新聞社一九七八・9）

1 昔²忠平¹中将ノ扇²ニ書³タリケル郭公⁴コソ、扇³ヲ披⁴ク度⁵ゴトニ 4 郭公⁴トハ啼⁵キケル⁵ナレ。宇治⁶の閑白⁷殿ノ中門⁸ニ田心⁹法師¹⁰ガ書¹¹タリケル鶏¹²ハ、寒夜¹³の曉¹⁴鳴¹⁵ク事度¹⁶タアリケリ。6 金峯山¹⁷蔵王¹⁸権現¹⁹ニ造進²⁰シタリケル定朝²¹ガ師子²²狛犬²³ハ、社殿²⁴ノ上²⁵ニ啖²⁶合²⁷ヒテ²⁸大床²⁹ヨリ落³⁰チタリキ。定朝³¹七代ノ孫³²院賢³³法橋³⁴ガ、¹³栢¹⁴ノ木¹⁵ヲ以¹⁶テ造進¹⁷シタリ¹⁸シ¹⁹芹²⁰谷²¹ノ地²²蔵堂²³ノ小²⁴鬼²⁵ハ、夜々²⁶失²⁷事²⁸有²⁹リテ、曉³⁰ハ必³¹ズ露³²ニ³³ソボヌレテ、本座³⁴ニアリ。¹⁸近隣ノ里¹⁹ニ女常²⁰ニ鬼²¹子²²ヲ生²³ス。寺僧²⁴怪²⁵シテ²⁶金²⁷鏢²⁸ヲ以²⁹テ、件³⁰ノ鬼³¹ヲ³²繫³³タレバ、其³⁴後³⁵、鬼³⁶、露³⁷ニモヌレズ、女³⁸、鬼³⁹ニ⁴⁰ヲ生⁴¹ス事⁴²ナシ。絵⁴³ニ書⁴⁴キ、木⁴⁵ニ造⁴⁶タル非情⁴⁷ナレ共、物⁴⁸ノ妙⁴⁹ヲ⁵⁰極⁵¹事⁵²ノ精⁵³ヲ⁵⁴尽⁵⁵セル、上古⁵⁶モ⁵⁷今⁵⁸ノ代⁵⁹モ⁶⁰不思議⁶¹ナリケル事⁶²也。

【校異】1 「昔忠平中将」から「不思議ナリケル事也」まで、底本は一字下げ、〈近・蓬・静〉は一字下げにしない。2 〈近〉「たゝひらの中じやうの」〈蓬・静〉「忠平中将の」。3 〈蓬〉「を」なし。4 〈近〉「ほとゝきすとは」〈蓬〉「時鳥とは」〈静〉「郭公とは」。5 〈近〉「なり」。6 〈近〉「きんふせんのぞわうごんげんに」〈蓬・静〉「金峯蔵王権現に」。7 〈近〉「さうしんしたりける」〈蓬〉「造進したりける」〈静〉「造進したりける」。8 〈近〉「しゝこまいぬは」〈蓬〉「師狛犬は」〈静〉「師子狛犬は」。9 〈近〉「しやたんのうへにて」〈蓬〉「社壇の上に」〈静〉「社殿の上に」。10 〈近〉「かみあひて」〈蓬〉「啖合て」〈静〉「啖合て」。11 〈近〉「大ゆかより」〈蓬〉「犬床より」〈静〉「犬床より」。12 〈近〉「まこ」〈蓬〉「孫」〈静〉「孫」。13 〈近〉「かやのきを」〈蓬〉「栢木を」〈静〉「栢木を」。14 〈近〉「もて」〈蓬・静〉「もつて」。15 〈蓬〉「し」なし。16 〈近〉「こおには」〈蓬・静〉「小鬼は」。17 〈近〉「そはれぬれて」。18 〈近〉「きんりんの」〈蓬〉「近隣の」〈静〉「近隣の」。〈蓬〉の訓は、「チカトナリ」の誤りか。〈長〉「ちかあたりに」は（1―三五頁）。19 〈近〉「かねのくさを」〈蓬・静〉「金の鏢を」。20 〈近〉「もて」〈蓬・静〉「もつて」。21 〈近〉「つなきたれは」〈蓬〉「繫たれは」〈静〉「繫たれは」。22 〈近〉「ヲ」なし。23 〈近〉「きはむる」〈蓬・静〉「きはめ」。24 〈近〉「今の世も」〈蓬・静〉「今代も」。

【注解】○昔忠平中将の… 以下、「不思議ナリケル事也」まで、〈長〉にも同話が載るが、典拠未詳。絵に描かれた動物が抜け出す説話は、『古今著聞集』巻第十一「画図」の、巨勢金岡が描いた馬の絵の例（三八四・三八五）などが知られる。また、同集には、飛鳥部常則が書いた獅子の姿を見て、犬が吠えた話（三九〇）、成光が閑院の障子

に書いた鶏を、本当の鶏が見て蹴った話（三九一）などが載る。

○忠平中将 藤原忠平（貞信公）か。ただし忠平は、延喜九年（九〇九）三十歳の時、右大将（この時、権中納言）に任官している、中将は経ていない（『近衛府補任』第一―四頁）。しかし、「権中納言にして中将を兼ねることは、摂関家の嫡流の特権」（元木泰

雄一二四頁)であったように、こども、王朝の雰囲気を醸し出すための虚構と考えて良かろう。○郭公トハ啼ケルナレ 時鳥が「ホトトギス」と鳴くことは、『俊頼髓脳』「四五月にきて、時鳥こそ、時鳥こそ、と呼びありくなり」(日本古典文学大系『歌論集』一五二頁)、『雀さうし』「ほととぎす来りてまづ、物をしる事、よものしゆじやうの、たをつくる事、我等が、さいそくつかまつるにより、こうさくをいそぎ候へばこそ、ほにはつかせ給ことにて、そのゆへは、我等がさへづるを、みなくのみには、ほととぎすくと、きゝたまへども、ほんせつは、さうさくでん、くわぢふぢくとなり」(室町時代物語大成)第七一五四〇(五四二頁)等に見られる。○宇治関白殿 藤原頼通(正暦三(九九二)承保元(一〇七四))。道長息男。姉彰子所生の後一条天皇在位二年(寛仁元年(一〇一七))に、父道長からの譲で二十六歳の若さで摂政となり、以後、後一条、後朱雀、後冷泉の三代に渡って摂関の座にあった。晩年、宇治の別業に隠棲したことから、宇治殿と呼ばれた。○中門二 頼通の邸宅であった宇治の別業(のちの平等院)の中門か。〈長〉「又円心と申けるゑしが、宇治のくはんばく殿中門、法成寺の後戸に書たりけるにはとりこそ」(一―三四頁)。「宇治の別業の中門や、法成寺の後戸に書いた鶏の絵は」の意。『古今著聞集』には、宅磨為成が宇治の別業の扉の絵を書いた話(三九〇)がある。○円心法師 『平安時代史事典』(角川書店一九九四・四)は、『分脈』に見える十一世紀前半の画僧「円深」や、『水左記』に散見する「円心阿闍梨」との異同は不明。円尋あるいは延深とも。確実な作品は伝存しない」と記す(田中一松の論に詳しい)。(尊卑)「寛印(天台碩学、恵心僧都弟子、内供奉、号丹

後先徳)―円深(号「朝日阿闍梨、絵書也、画図名譽金岡一双也」(4―二六頁))。『紀氏系図』(群書五―二八五頁)・『紀氏系図』(続群書七上―二〇八―二〇九頁)も寛印の子。なお、『日本仏教人名辞典』(法蔵館一九九二・一)は、「醍醐寺の白描画像中に円心(円尋)筆と記す不動明王蔵など数点が伝存」と記す。○金峯山蔵王権現 金峯山寺は「大和国吉野郡内、現在の奈良県吉野郡の吉野山から山上ヶ岳までの一連の山並に建立された寺院の総称」(『平安時代史事典』)で、蔵王権現を祀る。定朝が活躍した十一世紀前半の金峯山では、弥勒信仰と結びついた浄土信仰が高まり、寛弘四年(一〇〇七)八月十一日には藤原道長が登山し、経供養して経塚を造営したことが知られている(『御堂関白記』)。なお、〈盛〉では、金峯山の蔵王権現はこの他に二箇所に見られる。ともに日蔵が金峯山にて蔵王権現の方便により六道廻りをする説話であり、そのうち卷十五「万秋楽曲事」では日蔵が都卒天より万秋楽を伝える説話が語られる。〈延〉にも同説話はあるが、ここでは日蔵が唐より日本に伝えたとしていて、金峯山を舞台とするのは〈盛〉のみである。○定朝 生年未詳、天喜五年(一〇五七)没(『初例抄』)。康尚の弟子で子とも考えられ、法成寺の大日如来像他を造った賞として藤原道長から法橋位を与えられ、仏師の僧綱補任の最初となった(水野敬三郎四八―五四頁)。このことは、『栄華物語』一七、『中外抄』上―八一などにも記される。宇治平等院鳳凰堂本尊阿弥陀如来像も定朝の作である。仏師の祖と仰がれ、和様を完成するとともに、寄木法の大成者としても注目される。『小右記』治安二年(一〇二二)七月十四日条には、定朝からの前例のない法橋位要請に対し、逡巡する道長と、「貞朝奉」造数体大仏、「可謂」希代

之勤、非常之賞可(無)傍難歟」とこれを是認する実資のやりとりが記されている。蔵王権現に獅子・狛犬を造進したことは未詳。前項のように、定朝の時代、道長・頼通らが金峰山を信仰しており、ここまでの逸話はいずれも藤原氏に因って伝承されていた可能性があるろう。

○社殿ノ上ニ啖合テ大床ヨリ落タリキ 〈長〉「夜ごとにくひあひて、大床の下に落けれ」(1—三四頁)。「啖 クラフ、ハム、イフ、スフ、フ、ム」〈名義抄〉(仏中五)。「蓬・静」の「犬床」は、「大床」の誤り。

○定朝七代ノ孫院賢法橋 『平安時代史事典』によれば、院賢は、「生没年未詳。平安末から鎌倉初期の仏師。大仏師法橋院尚の子。」「此日、向法性寺始仏、周三尺阿弥陀如来也。院賢始之、院尚子也。法印加持御衣木」(『玉葉』正治二年(一一二〇)十一月二十七日条)。「定朝七代ノ孫」については確認できないが、世代的には「七代ノ」とする点に問題はない。〈長〉は「証賢法橋」(1—三四頁)とするが未詳。なお、本節所載の四話は、忠平・頼通・定朝・院賢というように、時代を追っての配列になっている。注解「上古モ今ノ世モ」参照。

○栢ノ木 栢を、(近)は「かや」、〈蓬・静〉は「かへ」と訓む(〈校異〉13参照)。「柏木」。「栢」は「柏」の異体字として用いられるが、〈名義抄〉は、「栢 カシハ」(仏下本一一二)、「栢 カへ」(仏下本一一二)として別に挙げる。

○芹谷 〈長〉同。諸注が説くように、芹谷には、滋賀県犬上郡と富山県砺波市の二説があるが、いずれも関係不明。

○絵二書、木二造タル非情ナレ共、物ノ妙ヲ極事ノ精ヲ尽セル 〈長〉はこの一文を欠く。「非情」は、「仏語。草木・山河・大地などのような、心を持たない存在。また、心を持たないこと。有情(うじやう)が薩埵(さつた)の原義から、「す

べての生き物」の意に転じてのちに生じた対義語(角川古語大辞典)。「盛」には、他に二例の用例あり。「草木風ニナビキ枝全ク、万物地ニ依テ生長ス。非情ノ心ナキ猶以如此」(2—二七〇頁)。「琴ハ非情也、鶴ハ畜趣也ケレ共、知恩ノ志如此」(5—二七六—二七七頁)。

○上古モ今ノ代モ 「上古」については本全釈(二—卷一—2)二〇頁「上古」参照。但し、〈盛〉の場合、「上古」の中に、清盛の娘と同時代の院賢を含むことになるため、問題があるろう。なお、〈長〉には、当該部分、次のようにある。「かれは上古なり。末代ふしぎなりし事どもなり」(1—三五頁)。上古には、そのような奇瑞はありえても、末代の今の世に、このようなこと(清盛の娘の奇瑞)があるのは不思議だの意だろう。このように、上古と対照させて、末代である今とは：と慨嘆する形が普通だが、〈盛〉には、そうした例よりも、当該の例に見るように、末代意識から発想するのではなく、上古においても、今の世においても、このように不思議なことはあるものだというように、上古・末代(今の世)を越えた類例を記そうとする意識が強いようである。いくつか例を挙げてみよう。

- ・異国本朝上古末代異ナレ共、事ガラ実ニ相同(1—二七頁)
- ・漢家本朝上古末代、善悪ニハ替レ共、權威ハ実ニ不劣有ケル(1—四七頁)
- ・康平ニ頼義ガ宗任ヲ誅セシモ、勳賞ニハ頼義伊予守ニ任ジ、息男義家叙從五位下。上古已ニ如此、末代不可過之(1—二五頁)
- ・希代ノ大善根共アマタ修シタリシカバコソ、一天四海ヲ掌ニ把テ二十余年マデモ持タリシカ、大果報ノ者也キ。上古ニモ類少ク、末代ニモタメシ有難シ(5—一三五—一三六頁)

・今度ノ地震ハ上古末代類アラジト貴賤駭歎ケリ（6—三一—五頁）

【引用研究文献】

* 田中一松「画僧円心に就いての一疑問」（日本美術協会報生京第三次三二、一九三四・4）

* 水野敬三郎「康尚と定朝」（『日本の美術 大仏師定朝』二六四、一九八〇・1）

* 元木泰雄『平清盛の闘い—幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・2）

「六八抑も、此の¹成範の脚トハ、故少納言入道信西の三男也。桜町の中納言ト申事ハ、優¹¹ニ情深キ人ニテ、²吉野山ヲ思ヒ出デテ桜ヲ愛シ給³ケリ。室³八島ヨリ帰⁴リ上⁵リテ後、町ノ四方ニ吉野ノ桜ヲ移⁶植⁷シ、其の中ニ⁷屋ヲ立⁷テ住⁷ミ給⁷ケレバ、見⁸ル人此ノ町ヲバ⁸樋口町桜町ト申⁸ケリ。又ハ、此ノ中納言桜ノ名残ヲ惜⁹テ、立⁹チ行⁹ク春ヲ悲⁹シミ、又コン春ヲ待⁹チワビ給⁹シカバ、異名¹⁰ニ¹⁰桜待ノ中納言トモイヘリ。殊ニ執¹⁰シ思ハレケル桜アリ。七日ニ咲¹¹散¹¹ル事ヲ歎¹¹キテ、春ゴトニ花ノ命ヲ惜¹¹シテ、¹¹泰山府君ヲ祭ラレケル上ヘ、¹²天照大神ニ祈¹²リ申サセ給¹²ケレバ、三七日ノ齡ヲ¹³延¹³ベタリケリ。¹⁴サレバ角ゾ思¹⁴ツバケ給¹⁴ケル。

¹⁵千早振¹⁶現¹⁶神人ノ¹⁷カミタレバ花モ齡¹⁶ハノビニケルカナ

「六九ト、人ノ祈¹⁸、実¹⁸アリケレバ、神ノ靈驗¹⁸アラタニシテ、¹⁸七日の中ニ¹⁹咲¹⁹散¹⁹ル花ナレ共、三七日マデ²⁰遺²⁰リアリ。君モ御感²⁰有²⁰テ、花ノ本²⁰ニハ此ノ人ヲゾスベキトテ、²¹勅書²²ニ²²桜町ノ中納言トゾ²³仰²³セケリ。

【校異】1〈近〉「しげのりのきやうとは」、〈蓬〉「成範卿とは」、〈静〉「成範卿とは」。2〈近〉「よしの山を」、〈蓬〉「芳野山を」、〈静〉「芳野山を」。3〈近〉「むろの」、〈蓬・静〉「無漏の」。4〈近〉「屋しまより」、〈蓬・静〉「屋島より」。5〈近〉「のほづて」。6〈近〉「うつしおき」。7〈近〉「やをたて」、〈蓬・静〉「屋をたて」。8〈近〉「ひくちまちのさくらまちと」、〈蓬〉「樋口町桜町と」、〈静〉「樋口町桜町と」。9〈蓬〉「待わひし給しかは」。10〈近〉「さくらまちとも」、〈蓬〉「さくら待の中納言とも」、〈静〉「さくら待の中納言とも」。11〈静〉「泰山府君を」。12〈近〉「あまてるをほんかみにて」、〈蓬〉「天照太神に」、〈静〉「天照太神に」。13〈近〉「のひたりけり」、〈蓬・静〉「延たりけり」。14〈蓬〉「さりければ」。15〈近〉「ちわやふる」、〈蓬〉「千はや振」、〈静〉「ちはやふる」。16〈近〉「あら人神の」、〈蓬〉「現神人の」、〈静〉「現神人の」。17〈近〉「かみなれば」。〈長〉「神なれば」（1—三四頁）。18〈近〉「七日の中に」。19〈近〉「さきちる」、〈蓬〉「発ちる」、〈静〉「発散」。20〈近〉「のこりあり」、〈蓬〉「遺あり」、〈静〉「遺あり」。21〈近〉「ちよくしよに」、〈蓬・静〉「勅書」。22〈近〉「さくらまちの」、〈蓬〉「桜本の」、〈静〉「桜本の」。23〈近〉「おほせける」、〈蓬〉「仰ける」、〈静〉「仰せける」。

【注解】○故少納言入道信西三男（尊卑）（二一四八頁）によれば、藤原通憲（信西）の四男。〈補任〉（一四六三頁）に「三男」。以下、「勅書桜町ノ中納言トゾ仰ケリ」まで、「桜町中納言」という通称の由来譚。〈鬪〉は本話を欠く。清盛の娘とは無関係な「桜町中納言」の由来譚が記される不自然さについては、岩瀬博、〈全注釈〉（上一八二～一八三頁）他が指摘する。その背景として山下宏明は「安居院の一派、それも信西一家を本所と仰ぐ民間唱導団体の『平家』とのかかわり」（三三六頁）を指摘し、〈四評釈〉（一一三三頁）もこれを支持している。また金井清光は、謡曲『泰山府君』と共通する桜町中納言譚の背景として、京の桜町に住んでいた唱聞師による千秋万歳などの芸能の流布があった可能性を指摘し、岩瀬も同様の方向性を探る。ただし、桜町の唱聞師が記録上で確認されるのは天文二年（一五三三）以降であるとの川嶋将生の指摘（一六〇頁）もあり、桜町の唱聞師が『平家物語』成立以前に遡りうるかは疑問が残る。これに対し黒田彰は、見聞系の『和漢朗詠集』注である「国会本朗詠注」の「子日」の題注の中で、子の日の縁起と呼ぶべき記事の中に桜町中納言譚が引かれることに注目する。「小納言入道信西ノ嫡子、桜町ノ中納言成範卿、桜ヲ愛シ給ケルガ、有ル年、桜ノ名残ヲ惜ミテ、数ノ宝ヲ出シ、泰山府君ヲ祭り給ヒケレバ、日来ハ一七日ニ散ケル花ガ、三七日マデ散ラザリケリ」（『和漢朗詠集古注釈集成』第二卷上二六九頁）。そして、この桜町中納言譚が、泰山府君、千秋万歳と並んで登場していること、読み本系の諸本が「吾身菜花」の中で『和漢朗詠集』や百詠、千字文などの幼学や注釈書を頻用していることなどから、『平家物語』の桜町中納言譚が、この「朗詠注の題注における子の日の縁起といった」「地平か

ら拉し去られていった可能性がある」（二一九頁）と指摘する。但し、見聞系の朗詠注の中では国会本に先行する東大本（室町初期の写本か）には、桜町中納言譚が欠けているという。果たして、朗詠注に『平家物語』を遡る形で桜町中納言譚を想定しうるのか、今後の検証が必要となろう。○桜町中納言（尊卑）は「好桜花私宅町内悉植桜樹」慕落花祈請仏神名人也 号桜町（二一四八頁）と記す。〈補任〉によれば、成範の権中納言就任は安元二年（一一七六）十二月、以後右兵衛督・民部卿などを兼任して、寿永二年（一一八三）四月に中納言に昇任、同年十二月に辞任している。○吉野山ヲ思出テ桜ヲ愛シ給ケリ 成範の歌は、勅撰集に十三首入集するが、吉野山や桜を詠んだ歌は意外に少なく、次の『続古今和歌集』（卷二一一二〇）「故郷花を」に桜が詠まれるものがあるのみ。「ふるさとのほなにむかしのこととははいくよの人のこころしらまし」。桜を愛でた歌ではない。○室八島ヨリ帰上テ後 成範の配流先を室八島と記すのは〈盛〉のみ。本段の注解「彼卿下野ヤ室ノ八島へ被流後」参照。○町ノ四方ニ吉野ノ桜ヲ移植（延）「西南ハ町ニ桜ヲ殖トヲサレタリ、北ニハ菘ヲ殖へ、東ニハ柳ヲ殖ラレタリケル」（一一二九オ）、〈長〉「姉小路むろまちの宿所に、惣門の見入より、西東の町かけて並桜をうへとをされたり」（一一三三頁）。横井孝は、当時の造園の技法を記した『作庭記』（日本思想大系『古代中世芸術論』）と照らし合わせるに、〈延〉には、庭を作る際の四神思想が踏襲されていて、最もかなっているが、〈長・盛〉の記事は、「公家の造園思想から遠ざかったところでの記述」（一六五頁）であるとす。『作庭記』によれば、例えば、東に遣り水が無い時には、その代わりに東側に柳を九本植えよとあるが、同書には、ま

た、「樹は青龍白虎朱雀玄武のほかハ、いづれの木をいづれの方にうへむとも、こゝろにまかすべし。但古人云、東ニハ花の木をうへ、西ニはもみぢの木をうふべし」（二四四頁）ともあって、その考え方は一様ではない。同じく横井が紹介する『山水并野形図』（森蘊おきむ『平安時代庭園の研究』に所収。桑名文屋堂一九四五・七）には、「深山青山ノ中ニモ桜ヲ植テ面白座敷ハ南ヲ方ト心ニカクヘシ」（三三二頁）とあるが、「桜ハ木ノ風情タニアレハイカナル所ニモ植タルニナンニハアラヌ也」（同）ともあり、やはり一様ではない。しかし、桜は基本的に南に植えるものようだ。紀貫之の家は桜町と呼ばれていたが、南庭に桜の木が多く植えられていた。『拾芥抄』「桜町サクラマチ（同万里小路東、南庭多桜樹、故号ニ桜町）云々。歌仙貫之之家」（改訂増補故実叢書二一四〇一頁）。○樋口町桜町 成範邸の場所は、〈延〉「東山ノ山庄」（二九〇）、〈長〉「姉小路むろまち」（一三三頁）、語り本系諸本は位置を記さない。横井孝は、『兵範記』『清辨眼抄』から、仁安三年（一一六八）十一月時点では成範邸が大炊御門末路北、京極大路東にあったと指摘、〈長〉の「姉小路むろまち」を「平治物語」に見える「信西が姉小路西洞院なる宿所」（新大系一五六頁）との関連で捉える。また、神楽岡の東一帯が古く桜本と呼ばれていたことに注目、〈延〉はこの地にあった成範の別業を記したもので史実と矛盾せず、地名そのままの「桜本」よりも洗練された「桜町」が通称化、「桜待」の洒落もまた同様の感覚から生まれたのであろう（六四四頁）と指摘する。○異名ニ桜待中納言トモイヘリ 成範の呼称について、〈盛〉はまず「桜町中納言」の由来として、町の四方に桜を植えたことをあげ、次いで「桜待中納言」の由来として、春を待ちわびていた

ことをあげる。次いで泰山府君・天照大神に祈り、桜の寿命を延ばしたことから、「桜町中納言」（蓬・静）「桜本中納言」の勅を得たとする。記事構成を簡略に示すと次のようになる。諸本も対照してあげる。

〈盛〉	〈四〉	〈延〉	〈長〉	〈南・屋・覚〉
「桜町中納言」 ↑町の四方に桜を植える	「桜町中納言」 ↑町に桜を植える	「桜町中納言」 ↑西南は町に桜を植えとおす	「桜町中納言」 ↑西東の町かけて桜を植える、常に吉野山を恋う	「桜町中納言」 ↑町に桜を植える
「桜待中納言」 ↑春を待ちわびる	「桜待中納言」 ↑春を待ちわびる	↑咲くを待ち散るを惜しむ ↑泰山府君に祈る	「桜本中納言」 ↑花の下で過す	「桜待中納言」 ↑花の下で過す
泰山府君・天照に祈る	泰山府君・天照に祈る	「桜待中納言」 春を待ちわびる	「桜本中納言」 ↓勅「桜待中納言」	「桜待中納言」 ↓勅「桜待中納言」
↓勅「桜町（桜本）中納言」		↑花の下で過す	泰山府君・天照に祈る	泰山府君・天照に祈る

* 諸本に記される順に、呼称とその由来を、（由来）↓（呼称）として矢印で示す。

諸本、「桜町中納言」の由来として、町に桜を植えたことをあげる点は共通している。春を待ちわびた故に「桜待中納言」と呼ばれたとするのが、〈四・長・盛〉、桜の本で過した故に「桜本中納言」と呼ばれたとするのが〈延・長〉。呼称を勅に依るとするのが〈長・盛〉。〈南・屋・覚〉は「桜町中納言」の由来を説くのみであるのに対して、〈長〉

がすべての逸話を盛り込んでいる。○殊ニ執シ思ワレケル桜アリ
 〈長〉「町にうへとをされたりける桜の中に、ことに執し思はれける花
 ありけり」(1—33頁)、特に執着した一本の桜のために泰山府君に
 祈ったとするのは〈長・盛〉のみ。他本は、桜全般が散るのを惜しん
 でとする。○七日ニ咲散事ヲ歎テ 桜の寿命を七日とする直接の典
 拠は未詳だが、桜が「七日花」とも呼ばれていた例として、〈延全注
 釈〉があげる『冷泉持為注 古今抄』の他、『言泉集』にも見られる。
 「山仏法不_レ久_レ理_二 覚候_一 春_二 林秋野_一 花色品_二 花名_二 甌_一 事_二 桜花
 也此花_二 唐_一 元勝花_二 云_レ 又名_二 七日花_一」(『安居院唱導集上巻』八六
 頁)。○泰山府君ヲ祭ラレケル上へ 前掲表のように、〈延〉は「泰
 山府君」のみを、〈四・南・屋・覚〉は「天照大神」を挙げる。両者
 を並記するのは〈長・盛〉。「泰山府君は中国山東省の名山、泰山の東
 岳に祀られ、人間の生死・禍福を掌るといふ道教の神。その祭りは平
 安中期以降、鎌倉・室町時代にかけて盛行し、陰陽家による祭りの中
 でもとりわけ重視された」(『平安時代史事典』下—1450頁)。黒
 田彰は、前掲「故少納言入道信西三男」で示したように、「国会本朗
 詠注」の「子の日の縁起」の文脈では、「子の星北辰星(北極星)の
 謂れ、北辰星が泰山王、泰山府君に配当することから、泰山府君の延
 寿の例として桜町中納言譚が引用される」(二一八頁)と指摘する。
 泰山府君が、草木の命まで司ったことは、国会本朗詠注に、「陰陽_ノ
 方_ニ、泰山府君_ト申也。一切衆生、草木迄_モ、人ノ命_ヲ奉行シテ」(六九
 頁)とある。○天照大神ニ祈申サセ給ケレバ 〈長・盛〉は泰山府
 君に加えて天照大神を挙げる。一方、〈南・屋・覚〉には天照大神に
 祈るとある。語り本系からの影響を考えるべきか。『平家物語證注』(御

橋惠言)は「此にあまてる御神といへるは、伊勢内宮の大神をば一に
 桜ノ宮と申せし事のあるによりてかくは書けるものなるべし。されど
 桜ノ宮といふは神境一殿の東南にありて桜大刀自_レ神即ち木花開耶姫、
 命を祭る。内宮の御事にはあらず」(上—124頁)と指摘する。黒
 田が指摘するように、朗詠注における子の日の縁起の解説を背景とす
 るならば、語り本系や〈長・盛〉が天照大神を登場させるのは何故か。
 御橋が指摘する『神皇実録』に、「履中天皇御宇、神饒速日命六世孫
 大水神、献桜樹於天照太神御形靈。以来宮人等齋祭也」(真福寺善本
 叢刊『伊勢神道集』三四八頁)とあるような事情が考えられようか。
 ○千早振現神人ノカミタレバ花モ齡ハノビニケルカナ この歌を載せ
 るのは〈長・盛〉のみ。第二句「現神人」は〈近〉「あら人神」(校異
 16)。「長」〈あら人神〉(1—34頁)。「現神」は「目に見える神。天
 皇を尊んでいう」(小学館『古語大辞典』)。「あらひとがみ(現人神)
 に同じ」(『日国大』)。「あらがみ」の項。『私用抄』(心敬筆)に、「現_ト
 神人」(古典文庫『連歌論新集』所収六一頁)とあるように、こゝも「あ
 らひとがみ」と訓む可能性もあろう。なお、諸注は、この歌を次のよ
 うに解する。「天照大神は現人神の中でも最も神威ある神であるから、
 その御威光で桜の花の齡も延びたのだな」(〈校注盛〉1—143頁)。「典
 拠未審。天照大神は靈験あらたかな現人神なので、桜の花の齡もこの
 ように延びたのだなあ」(『長門本平家物語の総合研究 第一巻校注篇
 上』四八頁)。「延」「サレバ君モ賢王ニ御坐セバ神モ神徳ヲ輝カシ、
 花モ心アリケレバ廿日ノ齡ヲ延ケリ」(卷一—29ウ、同文は〈四・
 南・屋・覚〉にも)。「長・盛」なし。諸本も天皇の神徳を言うよう
 に、こゝは、「現人神である帝王の御祖神天照大神の靈験なればこそ」

（〈新定盛〉1―123頁）と解すべきか。○花ノ本ニハ此人ヲソスベキ（〈盛〉の独自異文。「花ノ本」は、花下連歌に集まる地下連歌の好士、あるいは、連歌・俳諧の宗匠の称号（角川『古語大辞典』）。

〈新定盛〉（1―123頁）や、〈校注盛〉が「花の本の宗匠にはこの人をすべきである」（1―143頁）と解釈するのは後者による。ただし同辞典が「宗匠職が花の下の称号と合一して公的となったのは、文禄四年（一五九五）昌叱への朱印状に始り」とするようには、花下連歌の宗匠を「花の下」と呼ぶようになったのは時代が下る。しかし、廣木一人の近時の研究によれば、「花の下連歌の時代」とは資料上からは一二四五年から一三六七年以前まで、凡そ百余年の間で、その間、「花の下」の語は連歌の名匠を示す称号として生き続けたという（六〇頁）。いずれにしても、「花の下」の用語が、成範の時代に存在したとは考え難い。成範当時の文脈に即して考えるならば、〈延〉「花下ニノミヲハシケレバ桜本中納言トモ申ケリ」（巻一―129ウ）のような本

【引用研究文献】

* 岩瀬博「私註『平家物語』桜町中納言の説話」（『伝承文学研究七、一九六五・12』）

* 金井清光「乞食所行から幽玄能へ―『泰山府君』の成立―」（『国語と国文学、一九六三・六』、『能の研究』桜楓社一九六九・10再録。引用は著書による）

* 川嶋将生「中世京都の声聞師」（『陰陽道叢書2中世』名著出版一九九三・6。『中世京都文化の周縁』思文閣、一九九二・6再録。引用は著書による）

* 黒田彰「『泰山府君』と千秋万歳―桜町中納言譚をめぐる―」（『藝能史研究九四、一九八六・7』、『中世説話の文学史的環境』和泉書院一九八七・10再録。引用は著書による）。

* 廣木一人「『花の下連歌』の時代」（『国文学解釈と鑑賞、二〇〇一・11』）

* 山下宏明「平家物語の流伝―諸本と説話―」（『名古屋大学文学部論集LXXIII（文学二五）、一九七八・3』、『平家物語の生成』明治書院一九八四・1に再録。引用は著書による）

文から転じたものと考えらるべきか。次項とあわせて、〈盛〉の成立年代の問題との関連も含めた検討が必要であろう。○勅書桜町ノ中納言トゾ仰ケリ（〈蓬・静〉「桜本中納言」（校異22参照）。〈長〉「さくら待の中納言とぞ詔にはくだされける」（1―133頁）。異名を勅によるとするのは〈長・盛〉のみ。坂昌成の『花下称号之事』には、「いづれの御字に」か「花下宗匠」が勅許され、宗砌・宗祇がそれに就いたという。実際にこの称号が公のものとして使われたのは、廣木一人によれば、里村昌叱からと言うが、ここはそうしたことに模して、成範にも称号の勅許が下されたというのか。とすれば、「花下」にかけた〈蓬・静〉の「桜本中納言」がふさわしいだろう。以上のように解しうれば、〈盛〉の成立は、宗砌や宗祇が活躍した室町中期から後期以降ということになるか。ただし、前項で触れたように、「桜本中納言」という表現は〈延〉にもみられる。これが現存〈延〉の心永書写時における改訂であるのかという問題も含めて検討を要する。

*横井孝「桜町中納言・異名由来のこと」(駒澤國文二七、一九九〇・二)

1 二は、²徳子后ニ立³給、皇子御誕生有⁴ケレバ、后ニハ建礼門院ト申⁵キ。天下ノ国母ニ⁴御坐シ上、トカク申⁶スニ及⁷ハズ。

5 三は、⁶六条撰政基実公ノ北の政所也。是ハ世ニ勝⁷給⁸ヘル琵琶ノ上手⁷ニ。御座⁹キ。経信大納言ヨリ四代ノ門葉、¹⁰治部の尼上ノ流ヲ伝¹¹ヘテ、流泉・啄木マデ極¹²人給¹³ヘリ。高倉の上皇御即位ノ時、御母代ニテ、¹³三后ニ¹⁴准ル宣旨ヲ賜¹⁵リテ、世ニハ重¹⁶キ人ニテ御坐¹⁷キ。白川殿トゾ申¹⁸ケル。

【校異】1「近」「二」。改行なしで「ハ」を添書き、〈蓬・静〉「二は」。底本も、二・三・四以外は、「ハ」を補っていて、こゝも補って訓むべきだろう。2〈蓬・静〉「徳子」。3「近」「たまふ」、〈蓬・静〉「給ひ」。4「近」「おはせしうへは」、〈蓬・静〉「おはし、うへ」。5〈蓬・静〉「三は」。6「近」「六てうのせつしやうともざねこうの」、〈蓬・静〉「六条撰政基実公の」の右に「法性寺殿之御子」と傍記(「静」は「之」ナシ)。7〈蓬・静〉「にて」。8「近」「おはしき」、〈蓬・静〉「おはしましき」。9「近」「つねのぶの大なごんより」、〈蓬・静〉「経信大納言より」。10「近」「ちふのあまうへの」、〈蓬〉「治部尼上の」、〈静〉「治部尼上の」。11「近」「なかれを」、〈蓬・静〉「流を」。12「近」「御そくゐの」、〈蓬・静〉「御位の」。13「近」「さんこうに」、〈蓬〉「三后に」、〈静〉「三后に」。14「近」「なそらふる」、〈蓬・静〉「准する」。15「近」「給はて」、〈蓬・静〉「給て」。16「近」「おはしましき」、〈蓬・静〉「ましき」。

【注】○徳子 以下、徳子のこと、諸本ほぼ同内容。父は平清盛、母は時子。同腹の兄弟に宗盛、知盛、重衡がいる。〈延〉のみ「内大臣重盛公ノ御子トス」(二九ウ)と記す。徳子が重盛の猶子となった事情としては、出家人清盛の代わりとなる後見人として重盛が選ばれたと解するのが一般的だが(高橋昌明一二四頁)、重盛が正室の時子腹ではないため、家の分裂という事態を防ぐために、時子と重盛の関係を強固にするという方法を取ったとする見解(金永一六一頁)もある。○后ニ立給 承安元年十二月、十七歳で六歳年下の従弟にあたる高倉天皇に入内、翌三年二月に中宮となる。『職原鈔』には「中宮、即皇后也」(群書五一六一〇頁)と記される。○皇子御誕生有ケレバ 治承二年(一一七八)十一月に高倉天皇の第一皇子(言仁、後の安徳天皇)誕生、生後一ヶ月で立太子、治承四年二月二十一日に二歳

で践祚を受ける。出産の様子は、〈盛〉では卷十「中宮御産」に、『山槐記』治承二年十一月十二日条に詳しい。○建礼門院ト申キ 建礼門院の院号宣下は養和元年(一一八一)十一月二十五日。この年の閏二月には清盛が急死、前年九月に挙兵した木曾義仲勢との対峙が北陸道で続いていた。本全釈四「長男重盛内大臣ノ左大将…」項(二五頁)で述べたように、重盛・宗盛らの男子の官職については、安元三年時点で記されていたのに対し、院号宣下は平氏の栄華がすでに下り坂に入った時期ということになる。○国母 「こくぼ」ないし「こくも」と訓む。『職原鈔通考』に「国母、治世天子御母也」と記される。『三代実録』元慶三年(八七九)三月二十五日条「淳和太后崩、既曰国母、可謂至尊」とあるのが用例の初出。○三、六条撰政基実公ノ北政所… 以下、基実室平盛子のこと、〈四・闘・延・南・

屋・覚」は、「三八六条撰政殿ノ北政所ニテヲハシマシ、ガ、高倉院御位時、御母代トテ三公ニ准ル宣下アテ、人重ク思ヒ奉ル。後ハ白河殿ト申」(《延》一―一九ウ〜三〇オ)のように簡略に記すのみ。これらに対して、《長・盛》は、琵琶の上手として流泉・啄木の名をあげ、さらに《長》は、両者の音楽説話まで合わせて引く。盛子は、保元元年(一一五六)誕生、父は平清盛、母は未詳だが、建春門院の仏事の様子から時子である可能性が高いと、樋口健太郎は指摘する。長寛二年(一一六四)四月、九歳で関白基実の正妻となるが、永万二年(一一六八)七月、基実は赤痢のために二十四歳で死去、十一歳の盛子が摂関家領以下の遺領を伝領する。清盛に摂関家領の相続を献策したのは邦綱であった(『愚管抄』)。仁安二年(一一六七)十一月十八日、この時春宮であった憲仁(後の高倉天皇)の准母となって准三后の宣下を受けた。『兵範記』同日条に、「御名字被尋問人々、就宜被用盛子」とあるので、盛子という実名は、この時に付けられたものと樋口は指摘する。承安三年(一一七三)六月には、盛子が関白基実の室となるという噂が流れたが(『玉葉』承安三年六月六日条)、これは風評であつたらしく実現を見なかったと、角田文衛は指摘する(二七四頁)。この他、師長との再婚話も噂されたらしい(『玉葉』仁安二年五月一日条)。治承三年(一一七九)春ころより体調を崩し、同年六月十七日に逝去、二十四歳であった。寄生虫による病死だつたらしい(「白川殿被瀉生蛭、其長一尺余」(『玉葉』治承三年八月十一日条)。なお、盛子による摂関家領伝領に関しては、樋口の論考に詳しい。盛子の夫基実は、生没康治二年(一一四三)〜永万二年(一一六八)。関白太政大臣藤原忠通の嫡男で、母は中納言源

国信女。保元三年(一一五八)、忠通の関白辞任によって、右大臣であった基実は十六歳にして二条天皇の関白に就任、氏長者の詔を受ける。永暦元年(一一六〇)左大臣に転じ、永万元年(一一六五)、六条天皇の即位にともない摂政となるが、翌二年七月に病死、正二位であった。○是ハ世二勝給ヘル琵琶ノ上手ニ御座キ 盛子を琵琶の上手と記すのは《長・盛》のみ。角田文衛も盛子の琵琶について言及する(一七〇〜一七一頁)が、根拠となっているのは《長・盛》であり、それ以外に彼女の琵琶について伝える資料は見あたらない。○経信大納言ヨリ四代ノ門葉、治部尼上「治部尼上」、《長》「治部卿の尼上」(一―三五頁)。生没年未詳。宇多源氏経信の孫信綱女で従三位。皇嘉門院の女房として出仕し、治部卿と呼ばれた。経信の琵琶を受け伝え、「妙音院比巴師範也」《尊卑》(三一―三八四頁)でもあった父信綱から教えを受け、「比巴上手」《尊卑》といわれた。『詞花和歌集』にも一首入集する。『琵琶血脈』「大納言経信卿―治部卿基綱卿―兵部少輔信綱(治部卿基綱息、号桂少輔)―治部卿尼」(群書一九―二八四頁)に合致する。《盛》で、盛子が、治部尼上の琵琶の血脈を伝えるとするのは、治部卿局の名が同じ盛子であること(《尊卑》)と関わりがあるうか。あるいは、『和琴血脈』(続群書一九上―五一―八頁)には、治部卿局の流れを継ぐものとして「白河北政所」すなわち盛子の名が記されている。この事と関わりがあるうか。○流泉・啄木 琵琶の秘曲。《長》はここで曲名の由来についての独自説話を載せる。すなわち、流泉は、もと都卒天の秘曲であったのが漢の武帝の時に地上に伝わり、日本では蟬丸がこれを秘蔵したが博雅三位に伝えたこと、また、啄木はもと天人の楽であったのが、震旦商

山で仙人が弾いた折に山神に伝わったことを説く。ほぼ同内容の説話が、〈盛〉では卷三十一「青山琵琶 流泉啄木」で、経正都落ちの場面で記される。また、〈盛〉卷十二「師長熱田社琵琶」では、流泉・啄木・楊真操の三曲が藤原貞敏に唐の廉承武から伝授されたという逸話を次のように記す。「抑此曲ト申ハ、仁明天皇御宇承和二年ニ、掃部頭貞敏、遣唐使トシテ牒状ヲ賜リ、觀密府ニ參ジ、上覽ニ達シテ琵琶ノ博士ヲ望申レシニ、開成二年ノ秋ノ比、廉承武ヲ被_レ送テ秘曲ヲ被_レ授。我朝ニ伝シハ、流泉・啄木・楊真操ノ三曲也」(2—243—244頁)。流泉、啄木が秘曲とされていたことに関連しては、鴨長明が正式な伝授を受けずに公開の席で流泉・啄木を演奏したのを、衆所預の藤原孝道が後鳥羽院に糾弾したため、彼が遁世したという『文机談』の逸話がある。『教訓抄』八に、「秘事者、『石上流泉』〈返風香彈_レ之〉、『啄木』〈同調彈。此曲彈時、無猪目撥彈云々。〉、『楊真操』〈風香調彈_レ之〉。是楊貴妃所作云。〈楊姓、真名也。自作也。賜大常博士_二也。〉謂_三三曲_一」(『古代中世芸術論』一五六頁)とある。

○高倉上皇御即位ノ時… 校異12に見るように、〈逢・静〉は在位の時とする。『平家物語』諸本の内では、高倉院即位の時とするのが、〈四・闕・長・南〉、在位の時とするのが、〈延・屋・寛〉。事実は、次項に記すように、高倉天皇即位の四ヶ月前のこと。高倉天皇が仁安三年(一一六八)二月十九日に甥である六条天皇から踐祚を受け、三月二十日に大極殿で即位したことは、『玉葉』仁安三年二月十九日条「今日有御讓位事、〈借_レ召撰政閑院第、所_レ被_レ用也〉」によって確認できる。〈盛〉卷三「高倉院春宮立御即位」に「六条院二歳ニテ禪ヲ受サセ給タリシカ共、僅二三年ニテ同年二月十九日春宮踐祚有シカ

バ、御位ヲ退セ給テ新院トゾ申ケル。…仁安三年三月廿日、大極殿ニシテ新帝有御即位。此君位ニツカセ御座ヌレバ、弥平家ノ栄トゾ見えシ」(1—232—233頁)とあるほか、諸本がこれを記す。なお、高倉天皇は治承四年(一一八〇)二月二十一日に安徳天皇へ讓位。『玉葉』治承四年二月二十一日条「此日有讓位事〈御歳三歳〉」。○御母代ニテ、三后ニ准ル宣旨ヲ賜テ「母代」とは、「母の代わりになつて世話をする人。母に準ずる人」〈日国大〉。「准三后」は、「准三宮」「准后」と同じ。「太皇太后・皇太后・皇后の三宮(三后)に准じて、皇族・公卿・僧侶などに年官・年爵・封戸などを賜い、経済的に優遇する法、またはその待遇を受けた者をいうが、次第にその経済的な意義はなくなり、名目的な処遇のみとなった。…なお准三宮の待遇は勅書によって与えられるが、年官年爵や封戸がいつごろまで実体を伴っていたのかは明らかでない」(『有職故実大辞典』「准三宮」の項。吉川弘文館一九九六・1)。『玉葉』治承三年正月十七日条によれば、このときの除目で「白川准后給」だけが名替のため止められ、翌日の記事に「頼定卿、持來名替申文、余取之任了〈白川殿名替也〉、肥後權介正六位上安倍朝臣成種〈停從三位平朝臣盛子去年十二月臨時給平定俊改任〉」とあるように、権介が臨時給の名替として与えられている。年給ではなく臨時給ではあるが、臨時給が認められていることから考えて、少なくとも治承年間には准三宮に与えられた基本的給付である年給は実質的な意味を持っていたと考えられる。なお、盛子が高倉帝の准母となり、准三后に宣下されたのは仁安二年十一月十八日、高倉帝即位の約四ヶ月前のこと。盛子は仁安元年(一一六六)十月十日に東宮となった憲仁(後の高倉天皇)の母代として、准三后の宣下を

受けたことになる。『兵範記』同日条によれば、「無位平盛子」がまず従三位に叙せられた上で、准三后の勅を被り、年官年爵に加えて「本封之外三百戸」を加給されている。なお、盛子が准母になった理由としては、高倉天皇即位時は平氏と後白河の關係は良好で、この段階では両者の一体化を強化する方策としてなされたとされる（栗山圭子

一七頁）。○白川殿トゾ申ケル「白川殿」の号は、その第宅白川押小路殿に因むものであるが、彼女がここに居所を移すのは仁安二年（一二六七）十一月十日（『兵範記』同日条）のことで、それ以前には東三条殿や高倉殿に居住していた。

【引用研究文献】

* 金永「平時子論」（文学、二〇〇二・7、8）

* 栗山圭子「准母立后制にみる中世前期の王家」（日本史研究四六五、二〇〇一・5）

* 高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

* 角田文衛『平家後抄―落日後の平家―』（朝日新聞社一九七八・9）

* 樋口健太郎「平安末期における撰閲家の「家」と平氏―白川殿盛子による「家」の伝領をめぐる―」（ヒストリア一八九、二〇〇四・4）

1 四は、²冷泉大納言隆房ノ北の方ニテ、御子³数多⁴御坐キ。是⁵又情アル女房ニテ、⁶琴ノ上手トゾ聞⁷エ給⁸シ。昔、⁹唐ノ白居易ハ、¹⁰琴詩酒ノ三ヲ友トシテ、常ハ¹¹琴ヲ引テ心ヲ養ヒ給¹²ケリ。管絃ノ道ハナヲザリナレ共、此¹³ヲ調¹⁴ルニ、自¹⁵ラツレド、¹⁶ヲ慰ム事タリヌト書置¹⁷給¹⁸ヒケリ。彼¹⁹楽天ノ、筆ニ自在ヲエ給²⁰ヒテ、聊²¹モ作り給²²ヘル²³詩篇ヲ、ヨク人ニ被²⁴レ知²⁵給²⁶ヘリ。其²⁷中ニ、²⁸随分²⁹管絃選³⁰自³¹足、³²等³³閑³⁴篇詠³⁵被³⁶知³⁷人³⁸ト書³⁹給⁴⁰ヘル詩ヲ、⁴¹此⁴²ノ北⁴³方⁴⁴常⁴⁵ニ⁴⁶詠⁴⁷テ心ヲ澄⁴⁸シ、⁴⁹琴ヲ彈⁵⁰ジ給⁵¹ヘリ⁵²ケリ。大政入道ハ、⁵³琴ヲ愛シテ、女房達ヲ集⁵⁴メテ、常ニ聞⁵⁵給⁵⁶ケル中人⁵⁷、²⁴秋風、²⁵鈴虫、²⁶唐琴²⁷淡²⁸ト云フ、²⁹代ヲ³⁰宝物³¹四張アリ。³²西国寺ノ³³名主、³⁴閑院³⁵の少将、³⁶当摩寺³⁷紅葉、³⁸堀川³⁹の侍従トテ⁴⁰四天王ニ⁴¹算⁴²ヘラレタル⁴³琴ノ上手ヲ⁴⁴招キ寄⁴⁵セテ、常ニヒ⁴⁶「⁴⁷カセテ聞⁴⁸給⁴⁹ヘドモ、⁵⁰異ナル⁵¹瑞相⁵²ハナカリシニ、⁵³此⁵⁴ノ北⁵⁵方⁵⁶、⁵⁷村雲⁵⁸ト云⁵⁹フ⁶⁰琴ヲ⁶¹調⁶²ベ給⁶³ヘル時、⁶⁴色々ノ⁶⁵村雲⁶⁶、⁶⁷忽⁶⁸ニ⁶⁹聳⁷⁰テ⁷¹軒端⁷²ノ上ニ⁷³引⁷⁴覆⁷⁵。万人⁷⁶目ヲ⁷⁷驚⁷⁸カシ、⁷⁹入道⁸⁰感涙⁸¹ヲ流シ給⁸²フ。狭衣⁸³ノ大将、⁸⁴光源氏ノ君、⁸⁵管絃ヲ奏シ給⁸⁶ヒシニ、⁸⁷天人⁸⁸影向シ給⁸⁹ヒシモ⁹⁰角ヤト⁹¹被⁹²思⁹³知⁹⁴タリ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「四は」。2 〈近〉「れせいの大なごんふかさの」、〈蓬・静〉「冷泉大納言隆房の」として、右に〈蓬〉「隆季息」、〈静〉「隆季息」と傍書。3 〈近・蓬・静〉「あまた」。4 〈近〉「おはしき」、⁵蓬⁶「御座き」、⁷静⁸「御座き」。5 〈近〉「ことの」、⁶蓬⁷「琴の」。6 〈近〉「きこえし」。7 〈近〉「もろこしの」、⁸蓬⁹・¹⁰静¹¹「原」。8 〈近〉「きんを」、⁹蓬¹⁰・¹¹静¹²「琴を」。9 〈近〉「ひいて」、¹⁰蓬¹¹・¹²静¹³「ひきて」。10 〈近〉「き」にミセケチをして「さ」と改める。11 〈静〉「詩篇をは」。12 〈近〉「なふさく」の、¹³蓬¹⁴「随分」の左側に「ナフサク」、¹⁵静¹⁶「随分」の右に「文

集五十二」と傍書。13〈蓬・静〉「管絃」^{ツツワケン}。14〈近〉「をのつからたる」、〈蓬・静〉「自足」^{ミツカラクミズ}。15〈近〉「なをざりがてらの」、〈蓬・静〉「等閑」^{ナラサリカケラ}。16〈近〉「へんゑい」、〈蓬・静〉「篇詠」^{ヘンエイ}。17〈近〉「人にしらると」、〈蓬〉「被知人」と、〈静〉「被知人」^{レヒト}。「ト」なし。18〈静〉「給へり」。19〈蓬・静〉「此方」^{コノカタ}。20〈近〉「なかくて」、〈蓬〉「詠して」^{エイ}。21〈近〉「きんを」、〈蓬・静〉「琴を」^{キン}。22〈静〉「ケリ」なし。23〈近〉「ことを」、〈蓬・静〉「琴を」^{キン}。24〈近〉「あきかせ」。25〈近〉「もろこしきんしうと」、〈蓬・静〉「唐琴」と^{カラコトウケン}。26〈近〉「よの」、〈蓬・静〉「代々の」。底本の「代ヲ」は、「代ノ」の誤り。27〈近〉「たからもの」、〈蓬〉「宝物」^{タカラモノ}、〈静〉「宝物」^{ホツモノ}。28〈近〉「さいをんじの」、〈蓬・静〉「西園寺の」^{サイエンシ}。29〈近〉「めいしゆ」、〈蓬・静〉「名主」^{メイシュ}。30〈近〉「たえま寺の」、〈蓬・静〉「当麻寺の」^{タウマシ}。31〈近〉「こうよう」。32〈近〉蓬・静「かそへられたる」。33〈近〉「ことの」、〈蓬・静〉「琴の」^{コノ}。34〈蓬〉「瑞相」^{スズガム}。35〈近〉「ことを」、〈蓬〉「琴を」^{キン}、〈静〉「琴を」^{コト}。36〈近〉「なびきて」、〈蓬・静〉「簪て」^{ソビキ}。37〈蓬〉「軒は」^{ケン}。「ノ」なし。

【注解】〇四、冷泉大納言隆房ノ北方ニテ：以下、隆房室のこと、〈四・鬮・延・南・屋・覚〉は、「右兵衛督信頼卿息新侍従信親朝臣妻後ニハ冷泉大納言隆房北方ニテ其モ御子アマタヲハシキ」(〈延〉巻一―三〇オ)のように簡略に記す。琴の名手であったことを伝えるのは〈長・盛〉のみ。ただし、初めの傍線部を記すのは〈延〉のみであり、他は、〈四・鬮〉「冷泉大納言隆房卿御前」、〈長〉「帥大納言隆季卿の子息、冷泉大納言隆房卿の御前にて」(1―三六頁)、〈屋〉「冷泉大納言隆房卿北方」(二四頁。〈覚・南〉もほぼ同じ)とある。これについて、〈延全注釈〉は「信親は、平治の乱(平治元年―一一五九)當時五歳だったが、既に清盛の婿となっていた。乱後、成長を待って、嘉応二年(一一七〇)に改めて流罪に処せられた(以上『兵範記』嘉応二年五月十六日条、『平治物語』上、『古事談』四参照)」(巻一一八五頁)とする。角田文衛は、この女性が時子の娘で、建礼門院のすぐ下の同母妹であり、「極端な政略結婚」として「三、四歳で信親の妻に配された」が、平治の乱の後破談となり、十五歳前後となった承安元年(一一七二)ころに冷泉隆房と再婚、承安二年(一一七二)

に隆衡を生んだと推定する(一七一頁)。夫とともに帰洛後の建礼門院の庇護に尽力し、たとえば、建礼門院の大原入に際して、隆房北の方が輿を用意したことは、『平家物語』諸本が記すところである。また、〈延・長〉を除く諸本は、大原を訪ねた後白河院に対する建礼門院の言葉として、隆房北の方の援助を語らせ、〈長〉は大原の住まいが彼女の世話によるものであると記す。正治元年(一一九九)に逝去(〈補任〉建仁二年条隆衡の項)。夫隆房は、忠盛の時代から平家と関係の深い藤原家成を祖父とし、父は権大納言隆季、母は大藏卿藤原忠隆女、叔父に成親がいる。隆房と清盛の娘との婚姻は、重盛一門と結ぶ成親を意識した隆季の行動とされる(元木泰雄二三頁)。冷泉万里小路の邸宅を居所としていたところから「冷泉」と号された。仁安元年(一一六〇)六月に正五位下右近少将となり、治承三年(一一七九)十一月に右近中将に昇任するまでの十三年間の在任中に、正四位下まで昇進している。寿永二年(一一八三)正月、左近中将に転じ藏入頭に補任、同年十二月には参議右兵衛督に任じられている。文治二年(一一八六)正月に正三位に叙せられ、七月には権中納言に任じら

れ、正治元年（一一九九）六月に中納言に昇任、元久元年（一二〇四）三月には権大納言に任じられている。翌年正月官を辞し、建永元年（一二〇六）六月出家、承元三年（一二〇九）に逝去した。その生涯については、桑原博史や角田文衛の論考参照。後白河院の寵臣であり、「壇ノ浦の後においても公然と平家の支持者としての態度を表明して憚らなかった」（角田二一頁）人物であり、生捕りになった重衡が入京すると、八条堀河の堂を重衡の宿所に提供、女院が大原から帰洛した後の住まいは、隆房夫妻の世話によって白川の善勝寺ではなかったかと、角田は指摘する（四〇〇頁）。歌才・文才に恵まれた人物で、後白河院の五十の賀を記録した『安元御賀記』や、小督との悲恋を記した『艶詞』などの著作が残されている。なお、小督との関係をめぐるのは、清盛が「中宮ト申ハ御女、少将ハ智也。二人ノ智ヲ小督殿ニトラレ給ヒ、大政入道安カラズ腹ヲ立給ヒ」（盛）巻二十五「小督局」4―三九〇頁と激怒したことが、諸本に記されている。

○御子数多御坐キ 〈四・闘・延・長・南〉同、〈屋・覚〉なし。〈尊卑〉（二―三六四―三六五頁）によれば、承安二年（一一七二）に生まれ、隆衡を筆頭に、隆宗、隆重が確認できる。なお、〈盛〉は、近世に至って大いに享受されるが、近世の女訓書の『比売鑑』にこの四女が取り上げられる。榊原千鶴によれば、採録された理由は、〈盛〉にも添えられた「御子数多御座キ」の一節であったという。〈盛〉には、清盛の八人の娘の諸云に優れた望ましい女性像が記されるが、四女の場合は、彼女の多産が、儒教思想を背景とする女訓書に受け入れられたためとする（三三―三四頁）。○琴ノ上手 「琴」を「こと」と読むのか「きん」と読むのかで楽器の種類が異なる。そもそも「こ

と」は元来絃楽器の総称で、『源氏物語』などでは、「琵琶の琴」「琴の琴」「箏の琴」といったように用いられている。奈良時代に中国から七絃琴と箏が伝えられ日本に定着した。七絃琴は単に「琴」とも称され、七本の絃に琴柱を立てずに演奏する小形の琴で、わが国では平安中頃から姿を消し始めた。一方、箏は十三本の絃に琴柱を立てて演奏する今日私たちが最もよく目にする琴のことである（豊永聡美二頁）。〈長〉は「こと」と表記する。彼女を琴の名手と伝えるのは〈長・盛〉のみで、他の資料からは確認できない。盛子の琵琶、隆房北の方の琴の逸話の背景には、白楽天の漢詩や『源氏物語』などによって敷衍した礼楽思想が作用した可能性が考えられよう。『源氏物語』絵巻は、「さらぬ事の中には、琴弾かせ給事なん一の才にて、次には横笛、琵琶、箏の琴をなむ、つぎ／＼に習ひ給へると、上もおぼしの給はせき」（新大系2―一八三頁）と、光源氏の音楽の才能について琴（きん）を第一と記す。これが「君子左琴」の思想に基づくことを日向一雅が指摘（一四八頁）、その観念が『懐風藻』から『宇津保物語』に至るまで頻出することを、目加田さくをが指摘（五七三―六〇四頁）している。また『源氏物語』では琴（きん）が「王権を表象する祭器」としての象徴性を帯びているために、女性で琴を奏するのは女三宮で、紫上が奏するのは箏である点については、上原作和①が指摘（一六三―一六五頁）している。それからすると、隆房北の方の楽器も琴（きん）ではなく、「こと（箏）」と理解しておくのがよいのかもしれない。なお、清盛娘の才についての一連の逸話が、兼雅室の画才から始まっていることを思えば、話題が源氏の画才から始まって音楽の才へと展開する『源氏物語』「絵合」のようなものを意識した可能性があるだろう。○唐

ノ白居易ハ、琴詩酒ノ三ヲ友トシテ、常ハ琴ヲ引テ心ヲ養ヒ給ケリ
 白楽天が「琴詩酒」を「三友」としたことについては、「欣然得三友、
 三友者為誰、琴罷輒拏酒、酒罷輒吟詩；嗜詩有淵明、嗜琴有啓期、嗜
 酒有伯倫、三人皆我師」（『北窓三友』、『白氏文集』卷六十一）によっ
 てよく知られるところであった。また、「味道」『好聽琴』（『白氏文集』
 卷五十三）「対琴待月」「琴酒」（同卷五十八）他、琴樂に関わる詩を
 数多く作っていることも知られている。牛嶋夢子は『白居易集』の琴
 樂詩を分析、白楽天の琴樂に対する姿勢として、「民衆のための政治
 や音楽を理想として詠んだ諷諭詩のような「公」の面ではなく、新興
 士人の処世として、世俗を脱して風雅に遊ぶ「独善」なる「私」の面
 であった」（一六二頁）と指摘する。『菅家後集』には「詠楽天北窓三
 友詩」と題した七言詩があり（旧大系四七七〜四八一頁）、また『源
 氏物語』「末摘花」にも「琴をぞなつかしき語らひ人と思へる」と聞
 こゆれば、「三つの友にて、いま一種やうたてあらむ」とて（新大系
 1—2〇五頁）のような一節がある。紫式部が白楽天の文人的精神を
 継承していることについては、上原作和②が指摘する。「琴詩酒」に
 ついては、〈盛〉卷二十五「此君賢聖・紅葉山」にも、高倉院が、愛
 玩の紅葉を、田舎者の仕丁が酒を温めるために焼かれたことについて、
 「唐ノ大原ニ白楽天ト云人ハ、琴詩酒ノ三ヲ友トシテ、中ニモコトニ
 酒ヲ愛シテ、諸ヲ慰ミケルニ、秋紅葉ノ比、仙遊寺ニ遊ブトテ、紅葉
 ヲ焼テ酒ヲアタ、メ、緑苔ヲ拏テ詩ヲ作ケリ。即其心ヲ、『林間燠酒
 燒紅葉、石上題詩拏緑苔』ト書遺シ給ヘリ。カホドノ事ヲバ浅増キ下
 臈ニ誰教ヘケン。最ヤサシクコソ仕タリケレ」（4—122頁）と述べ
 る場面でも用いられる。この逸話は高倉院の情け深さを表すものとし

て諸本に引かれているが、諸本では白居易の漢詩の一説を引くのみで
 あり、白居易の名をあげて「琴詩酒」を持ち出すのは〈盛〉のみであ
 る。○管絃ノ道ハナヲザリナレ共、此ヲ調ルニ、自ラツレノヲ慰
 ム事タリヌト：〈盛〉の場合、「管絃ノ道ハナヲザリナレ共」と書
 き置いたのは誰なのか、あるいは前後の記事との繋がりが分かりづら
 いが、〈長〉の記事は分かりやすい。〈長〉「御子あまたおはしましき。
 これはことの上手なり。「随分管絃還自足、等閑篇詠被人知」と、
 つねには詠じ給けり。これは白楽天の作、『文集』五十四の巻にあり。
 しかるを楽天は、一天無双の文者にて、「聊も作給詩篇は人に能被知
 たり。管絃の道は等閑なれども、わろくもこれを調るに、情を養ふみ
 ちたりぬべし」と、作り給へる心也。其様に、摂政殿の北政所ほどの
 びわひきまでこそおはしまさねども、随分のくはんげんは、こゝろを
 やしなふと思給へる心なり」（1—336〜337頁）。初めに北の方が
 常に口ずさんでいた『白氏文集』の一節A「随分管絃還自足、等閑
 篇詠被人知」を引き、次に白楽天がその一節を「作り給へる心也」
 として、B「聊も作給詩篇は人に能被知たり。」管絃の道は等閑な
 れども、わろくもこれを調るに、情を養ふみちたりぬべし」を引くよ
 うに、④は①の、③は②の解説文として記されていることが明らかと
 なる。それを〈盛〉の場合は、初めに独自異文の「昔唐ノ白居易ハ琴
 詩酒ノ三ヲ友トシテ、常ハ琴ヲ引テ心ヲ養ヒ給ケリ」の一文を挟み込
 んだため、次に管絃に関わる④の解説文を引き、以下③から、Aへと
 接続させたため、やや分かりづらい記事構成となったのではなからう
 か。○随分管絃還自足、等閑篇詠被人知 『白氏文集』卷二十四
 「随分管歌聊自樂、等閑篇詠被人知」（新釈漢文大系『白氏文集』九—

四〇二頁）に直接依ったのではなく、黒田彰が指摘するように、この前後の〈長・盛〉の記事には、『和漢朗詠集』雑・管絃の引用と、その注である「朗詠注」の反映が認められる（二一六頁）。国会図書館本『和漢朗詠注』「随分者、楽天、述懐詩也。楽天、琴詩酒、三友トテ、常^ニ彈^シ琴ヲ給、慰^レ心ヲ、還^テ足ヌ、非^レ其^レ芸^ニ長^{セルニハ}、詩篇ヲ作文ハ、等閑^ニ詠^{スレトモ}、人普^ク口ヲサミ^ニモテナスト作也」(『和漢朗詠集古注釈集成』大学堂書店 上一二〇二—二〇三頁)、書陵部本『朗詠抄』随分トハ、種々ノコトト云心也。管絃曲、サマ^ク多ケレハ也。ケレトモ、心中ニ面白コトハ、此ニ過タルハナシ。下句、等閑ハ、疎カナル心也。篇詠ハ、詩賦聯句、打詠吟也。皆人、是ヲ翫フ也。是ハ、白居易ノ琴詩酒ノ三友トテ、琴ヲ引、詩ヲ作り、酒ヲ吞ヲ、我カ友トスト云ヘリ。然ニ、管絃ハ、心中ニ感歎スト云ヘトモ、此ヲ芸ト思ハス。ケレトモ、我カ心ニハ、此ハト思ヘリ。作文ハ、等閑ニ思ヘトモ、人我ヲ文士トヲモヘリ。故ニ、人ニ知レタリ」(同上 下—四三二頁)、『和漢朗詠集水滸註』「此詩、文集五十四ニアリ。上句ハ、分ニシタカヘハ、管絃ノミチモ、サテアリナムト云也。下句ハ、ナヲサリノ、クチスサミニ、ツクレル詩譚モ、人ニシラル、ホトナリト云ナリ」(同上三一—一八〇頁)。「朗詠注」の注解記事が、〈長・盛〉の記事に完全に一致するわけではないが、黒田が指摘するように、ある朗詠注の反映と見て良からう。なお、『和漢朗詠集』(旧大系) 頭注では、「随分(なふさなふさ)」について、「唐代の俗語。張相の詩詞曲語辭匯釈に、随分は(1) 随便・随遇・随处・随意、(2) 照樣・照例・応景の意という。ここは、時に応じてというほどの意」(一六八頁)とし、「等閑(なほざりがてら)」については、「同じく唐代の俗語。平常・尋常・

随便・無端の意。何でもない、世の常の意」として、この二句を「気のむいた時に奏でる管絃は(折目正しい演奏よりも)却って自分で満足する。ごくあたりまえの、やすやすとよみ流したような詩歌が、(苦心を極めて作った作品よりも)世間の人に知られる」と解釈する。

○大政入道ハ琴ヲ愛シテ、女房達ヲ集テ、常ニ聞給ケル中ニ〈長〉には、当該の記事はなく、清盛は、四天王と数えられる琴弾きに、宝物の四張りの琴を引かせて、「つねには聞給ひけるに、異なる瑞相もなかりき」(一—五二—五三頁)とする。〈盛〉の場合、「大政入道ハ琴ヲ愛シテ、女房達ヲ集テ、常ニ聞給ケル中ニ：常ニヒカセテ聞給ヘドモ、異ナル瑞相ハナカリシニ」と、傍線部分が重複して記されている。なお、この逸話の典拠は未詳。○秋風、鈴虫、唐琴洪ト云フ、代ヲ宝物四張アリ 清盛が四つの琴の宝物を持っていたという典拠は未詳。その宝物の名は、校異25に見るように、〈近〉「もろこし・きんしふ」、〈蓬・静〉「唐琴(からこと)・洪(しふる)」で、第三、第四の琴の名は確定しがたいが、〈長〉には、「秋風、鈴虫、唐琴、潺波」(一—三七頁)とある。「潺」は音を立てて水が流れるさまの意。「潺」と「洪」の本字「澗」との間に字体上の混乱があるか。なお、『教訓抄』八は箏の逸物として、「大螺鈿。小螺鈿。秋風。塩竈」(『古代中世芸術論』一五八頁)をあげるが、その内の「秋風」と「宝物四張」の内の「秋風」との関係は不明。また、『樂家録』(日本古典全集)によれば、「小松中納言重盛卿之重器」とされる「朝風・松風」や、「佐佐波伝云、古小督局所彈之箏也」(4—一三〇九頁)があったとする。後者の「佐佐波」は、〈長〉の「潺波」を連想させ、興味深い。また、〈延〉には、建礼門院の大原の草庵に「秋風螺鈿ト云瑟」(卷十二—

五七ウ)が置かれていたとする。あるいは、「秋風」の名は、秋風が琴とともに、また秋風が琴を鳴らすものとして詠まれることと関わりがあらうか。『古今集』巻十一・五六六・忠岑「秋風に掻きなす琴の声にさへはかなく人のこひしかるらん」、『新撰万葉集』上一三〇「翠嶺秋声似雄琴。秋風叩処聴徽音。また、「鈴虫」の音も、詩歌管弦と深く関わる。『源氏物語』鈴虫「心もて草のやどりをいとへどもなほ鈴虫の声ぞふりせぬ」など聞え給て、琴の御琴召して、めづらしく弾きたまふ」(新大系4―七六頁)。○西園寺ノ名主、閑院少将、当摩寺紅葉、堀川侍従：琴の名手として四名の名が挙げられるが、いずれも未詳。〈長〉「西園寺の御名主、閑院小将、当摩寺紅葉、堀河侍従」(1―二七頁)。「西園寺」は、校異28にも見るように、「西園寺」の誤記。西園寺の名主(御名主)の「西園寺」が、藤原公経の建てた「西園寺」に発するならば、その創建は、一二二四年のことだから、清盛と同世代の人物としては不適格となる。ただ、西園寺家は、「音楽、特に琵琶の家として著名であり、中世の妙音天信仰の一基点」(菅野扶美五一頁)ともなっていた。また、『義経記』には、清盛の祖父正盛が鼓の名器初音を、入唐した法住寺の長老から譲り受けた話があるが、〈盛〉やこの話のように、平家のもとには多数の名器が収蔵されていたであらうし、清盛もまた、厳島神社や厳島内侍の芸能を向上させるために尽力したことが明らかとなっているが、この記事は、清盛のそうした姿を垣間見せるものであろう(由井恭子一〇一頁)。○此北方、村雲ト云琴ヲ調ベ給ヘル時…この逸話の典拠未詳。○狭衣ノ大将、光源氏ノ君、管絃ヲ奏シ給シニ、天人影向シ給シモ角ヤト被思知タリ 〈長〉「狭衣の大将、源氏の宮なんどの、管絃を奏し給ひ

し時こそ、あめわか御子も、天よりあまくだり、聖衆もやうがうし給しか。世のすゑなれ共、かゝる琴引、出き給けるこそふしぎとおぼゆれ」(1―二七頁)。『狭衣物語』巻一には、狭衣が帝の御前で笛を吹き、天稚御子が降臨したという逸話が次のように記される。「中将の君、心細うなり給て、いたく惜しみ給ふ笛の音を、や、残すことなふ吹澄まして、『いなづまの光に行かむ天の原はるかに渡せ雲のかけはし』と音の限り吹き給ふは、げに月の都の人も、いかでか聞き驚かさらん。楽の声いとゞ近ふなりて、『紫の雲たなびく』と見ゆるに、天稚御子、角髪結ひて、言ひ知らずおかしげに、芳しき童姿にて、ふと降りる給に、いとゆふのやうなる物を、中将の君にかけ給と見るに：えも言はずおもしろく、空に向ひて誦じ給へる声、世の人の言種に、『天人の天降り給へる』と言ひ聞えたる、今宵ぞ、『まことなりけり』と、あさましく、珍らかに御覧じける。天稚御子はうち泣き給て、雲の輿にて昇らせ給ひぬる名残、すべて現の事と思えずぞ、御覧じける」(旧大系四五―四七頁)。一方、『源氏物語』には、「若菜下」に、光源氏が琴の名手で、琴の論を語る中で、「この琴は、まことに跡のまゝ、尋ね取りたるむかしの人は、天地をなびかし、鬼神の心をやわらげ、よろづの物の音のうちに従ひて、かなしび深きものもよろこびに変わり」(新大系3―三四三頁)というように、琴の持つ力が語られたりもするが、光源氏が管絃を奏したのに対して、天人が影向したとの逸話は見られない。〈盛〉の「光源氏」は、〈長〉の「源氏の宮」の誤解から生じた可能性があらう。狭衣が恋いこがれる従妹の源氏の宮は、先に引用した狭衣の管絃場面には登場しないが、そうした〈長〉の記事に、さらに誤解を重ねて記されたのが〈盛〉の記事なのではなから

うか。

【引用研究文献】

- *上原作和①「琴（きん）のゆくへ―樂統継承譚の方法あるいは光源氏物語の思想史的位相」（日本文学、一九九二・9。『光源氏物語の思想史的変貌』《琴》のゆくへ）有精堂一九九四・12所収）
- *上原作和②「身心の俱に静好なるを得むと欲せば―『聴幽蘭』 楽天の《琴》から夕霧の《蘭》へ、『源氏物語』的文人精神の方法―（白居易研究年報四、二〇〇三・9）
- *牛嶋夢子「白居易と琴楽―唐代士人に見られる礼楽思想の側面―」（アジア文化一九、二〇〇七・10）
- *黒田彰「『泰山府君』と千秋万歳―桜町中納言譚をめぐる―」（『藝能史研究九四、一九八六・7、『中世説話の文学史的環境』和泉書院一九八七・10再録。引用は著書による。）
- *桑原博史「平安末期の一貴族藤原隆房の生涯とその作品―『中世物語の基礎的研究―史料と史的考察』風間書房一九八九・1）
- *榊原千鶴「女性が学ぶということ―女訓から考える軍記物語―」（日本文学、二〇〇二・12）
- *菅野扶美「『音楽講式』について」（国語と国文学、一九八七・8）
- *角田文衛『平家後抄―落日後の平家―』（朝日新聞社一九七八・9）
- *豊永聡美「平安時代における天皇と音楽」（東京音楽大学研究紀要二五、二〇〇一・12）
- *日向一雅「源氏物語―その生活と文化―」（中央公論美術出版二〇〇四・2）
- *目加田さくを『物語作者圏の研究…その位相及び教養よりみたる物語の形成』第七章第二節第一項（武蔵野書院一九八四・7。補訂版、パルトス社、一九八六・10。引用は武蔵野書院版による）
- *由井恭子「平家の人々の芸能活動について―清盛・維盛を中心に―」（大正大学大学院研究論集二六、二〇〇二・3）
- 五八、「近衛の殿下基通公ノ北政所也。形²厳クシテ、水精ノ玉ヲ薄衣ニ裹²タル様ニ、³御衣モ透²テ見ヘケレバ、父相国モ異名ニ⁴ハ、衣通姫トゾ⁵ヨバ、レケル。殿下モ角ト仰²セケレバ、北の政所モ我が御名ト心得²テ、答²ハシクテハ互²ニ咲ヒ給²ケリ。歌ノ道ニ達シテ、並²ナキ御事也。中ニモ内ヨリ御使²アリ、「何事ゾ」ト御尋²アレバ、「当座ノ御会²アリ、日²夕²以前」ト披露²申²ケリ。殿下取り敢²ズ御²装束召²レケルガ、北の政所ニ仰²セ有²ケルハ、「当座ノ御会²争²力²其²の題²ヲ可²知²ルナレ共、⁸頭弁²有²心²モノニテ、⁹密²ニ五ノ題²ヲ告²申²シタリ、¹⁰装束シ侍ラン其²の間ニ、歌読²備²テ給²ハララン」トテ、題²ヲサシ置²カセ給²タリケレバ、北の政所コレヲ御覽²ジテ、打ウナツキ給²ツ、ヤガテ墨スリ筆染²メテ、案ズルマデノ

御事ニ及ぼズ、¹¹古歌ヲ書、ガ如ク、

¹²春日山神祇（春日山カスメル空ニチハヤブル神ノヒカリハノドケカリケリ）

¹³鷺山积教（ワシノ山ヲロスアラシノイカナレバ雲モノコラズテラス月カゲ）

¹⁴是心是仏玉文（マドヒツ、仏ノ道ヲモトムレバワガ心ニゾタヅネイリヌル）

¹⁵旅立空秋の無常（草村ニヤク白ツユニ身ヲヨセテフク秋風ヲキクゾカナシキ）

¹⁶恋昔旧跡（アルジナキ宿ノ、キバニ匂フムメイト昔ノハナゾコヒシキ）

已上五首、¹⁹装束已前ニアソバシ儲けサセ給、タリケルニ、文字一、モ引直セ給ハズ、¹⁷日比ノ歌ヲ書、ヨリモ猶²⁰安クゾ有ケル。殿下是ヲ御覽ジテ²¹ハ、「実ニユ、シクモ遊シタリ」トゾ申サセ給ヒケル。

【校異】 1 〈近〉「この糸の」、〈蓬〉「近衛」、〈静〉「近衛」。なお、〈蓬・静〉は、「近衛殿下」の右に、「六条撰政御子」、「基通公」の右に「普賢寺殿」と傍書。 2 〈近〉「うつくしくして」、〈蓬〉「厳くして」、〈静〉「厳くして」。〈長〉「いつくしくして」（1—37頁）。 3 〈近〉「きよいも」、〈静〉「御

衣も」。 4 〈蓬・静〉「は」なし。 5 〈近〉「よはれける」。 6 〈近〉「日せき」、〈蓬・静〉「日夕」。 7 〈近〉「さうそく」、〈蓬・静〉「装束」。 8 〈近〉「と

うのへん」、〈蓬〉「頭弁」、〈静〉「頭弁」。 9 〈近〉「そうそくして」、〈蓬・静〉「装束し」、10 〈近〉「あひたに」、〈蓬〉「間に」、11 〈近〉「ふるきう

たを」。 12 〈近〉「かすがやまのじんき」、〈蓬〉「春日山神祇」、〈静〉「春日山神祇」。 13 〈近〉「わしのやまのしやつけう」、〈蓬〉「鷺山积教」、〈静〉

「鷺山积教」。 14 〈近〉「ぜしんぜぶつきよくもん」、〈蓬〉「是心是仏玉文」、〈静〉「是心是仏玉文」。 15 〈近〉「たびだつそらのあきのむじやう」、〈蓬・

静〉「旅立空秋無常」。 16 〈近〉「むかしをこふるきうせき」、〈蓬〉「恋昔旧跡」、〈静〉「恋昔旧跡」。 17 〈近〉「のき葉に」、〈蓬・静〉「軒はに」。

18 〈近〉「梅」、〈蓬・静〉「梅」。 19 〈近〉「さうそく」、〈蓬・静〉「装束」。 20 〈蓬・静〉「たやすくそ」。 21 〈蓬・静〉「は」なし。

【注解】 ○五ハ： 以下、基通室のこと、〈四・闕・延・南・屋・覚〉 下「基通公、普賢寺殿」、〈長〉「六条撰政殿の御子そく近衛殿下基通公」、

は、「五ハ近衛入道殿下北政所ナリ」（〈延〉三〇オ）のように簡略に 〔南〕「近衛ノ入道殿下普賢寺殿」、〈屋・覚〉「普賢寺殿」。基通の生

記すのみ。ただし、〈覚〉は「一人は、普賢寺殿の北の政所にならせ 没年は、永暦元年（一一六〇）〜天福元年（一一三三）。嘉応二年

給ふ。一人は、冷泉大納言隆房卿の北方」（上―二六頁）と、諸本と （一一七〇）元服、叙爵。以後、侍従、右少将、右中将等を経て、承

は前後の順序が逆になっている。これらに対して、〈長〉の記述は〔盛 安四年（一一七四）従三位（補任）〕。父の死後、撰政・氏長者は叔

に近い。以下の注参照。 ○近衛殿下基通公 〔蓬・静〕は「近衛殿下」基 父基房に引き継がれていたが、治承三年（一一七九）の清盛の政変に

通公」に対して、それぞれ「六条撰政御子」「普賢寺殿」と傍書で注 より、関白となる。平家都落ちの際には、途中で離脱し京に留まった（巻

記する（校異1参照）。〈四・延〉「近衛入道殿下」、〈闕〉「近衛入道殿 三十二「平家都落事」。平家滅亡後も土御門天皇の撰政ともなったが、

承元二年（一二〇八）、従一位を辞し出家、法名行理、普賢寺殿と称された。なお、清盛が、摂関家と密接な関係を有することになる契機は、忠通の急死で後権を失った関白基実を、平氏の権勢で補強しようとする藤原邦綱の働きかけにより成立した、長寛二年（一二六四）四月十日の清盛の女盛子と関白基実との結婚であった（三、六条摂政基実公ノ北政所：項参照）。しかし、仁安元年（一一六六）に基実が二十四歳で急死したため、邦綱の献策により、莊園の大半は基通が成人するまで基実の後家盛子が継承し、事実上彼女の父で後见人である清盛に押領されることになった（元木泰雄）。そうした中で成立したのが、基通と清盛の女との結婚であった。角田文衛は、父基実の死が早かったことから、清盛は基通の元服（嘉応二年（一一七〇））を待って、すぐに女子を室に配したと推測する（一七二頁）。○北政所〈四〉のみこれに続けて、「月輪殿申是」とする。その事情は不明だが、兼実と誤認したものであろう。基通室の生没年未詳。『玉葉』寿永二年（一一八三）二月二十一日「従三位完子〈撰政室〉」、「吉記」同日条「従三位 平朝臣完子」から名を完子と知られる。『玉葉』安元三年（一一七七）六月九日には、「新二位中将室〈入道相国女〉産云々」と出産の記事が見える。「北政所」は撰政関白の妻に対する敬称なので、治承三年以降の称となる。なお、佐々木紀一①は、『古事図集』に、「兼雅公室」とある女子に「母宗盛」とあり、次の「近衛殿北政所」とある女子に「母同」とあることからすれば、基通の妻の母も時子腹かと解されるとする（九六頁）。○水精ノ玉ヲ薄衣ニ裹タル様ニ、御衣ヲ透通テ見ヘケレバ、父相国ヲ異名ニハ、衣通姫トゾヨバ、レケル衣通姫は、『古事記』下巻に、允恭天皇の皇女とされ、「次軽大郎女、

亦名衣通郎女（御名所以負衣通王者、其身之光自衣通出也）」（旧大系二九〇頁）とある。『日本書紀』卷十三には、允恭の后とされ、「弟姫容姿絶妙無比。其艷色徹衣而晃之。是以、時人号曰衣通郎姫也」（旧大系上―四四一頁）と見える。〈盛〉が、衣通姫の名の由来を、玉の膚が衣を透き通って見えたからとする点、記紀以来の所伝を引くのだろう。同様の所伝は、衣通姫が、帝の死を悲しみ和歌浦に身を投げ、その後、玉津島明神として顕現したことを記す、『壬年代記』『平家打聞』の記事にも見られる。『壬年代記』「身膚如^シ玉、衣装^{ノ上}ヲ透^リ見^ル、故^ニ名^ヲ曰^フ衣通姫ト也」。但し、同話を載せる妙本字本『曾我物語』・『平家族伝抄』・『神道集』を含めて、いずれも衣通姫を、景行天皇の后とする（佐々木紀一②）。このように、中世には和歌の神である玉津島明神としても信仰された。類例を挙げる。「玉津島明神者、心神天皇」后、衣通姫垂跡也。歌仙愛給神也云々」（『類聚既驗抄』真福寺善本叢刊「中世唱導資料集二」一一〇頁）、「若浦の玉津島に神社あり。尋ね聞けば、衣通姫のこの所をおもしろがり給ひて、神と現じて跡を垂れ給ふなりと云々」（『袋草紙』新大系一五八頁）、「衣通姫の玉津島の神となる、和歌の浦に執をとめし故也」（『宝物集』新大系三〇九頁）。〈盛〉にも、「彼和歌浦ト申ハ、衣通姫ノト居、山ノ岩松磯ウツ波、沖ノ釣船月ノ影、シラ、ノ浜ノ真砂ニ、吹上ノ浦ノ浜千鳥、日前国県ノ古木ノ森、面白カリケル名所哉。サレバ衣通姫、玉津島姫明神ト彰テ此所ニ住給ヘリ。理也トゾ思召」（卷三十九「維盛出屋島」参詣高野山」5―五二三頁）とある。一方、〈長〉には衣が透き通って見えたという理由は記さず、「御かたちつくしくして、歌人にてぞおはしましける。されば父の入道殿は、あひし奉て、「衣通姫」と

よびまいらせ給ければ、よばれて又答給けるもやさしく、殿下、このよしを聞召れて、歌道の事、実否を知食れんがために、北のまん所を、「そとをり姫」とよびまいらせ給へば、我名と心えて、「お」とこたへおはしましたりければ……」（1—137頁）とあり、歌道と結びつけて衣通姫と称したことが理解できる。〈盛〉でも続いて記されているのが北政所の歌才についての逸話であることをからずれば、本来はその歌才にちなんだはずの「衣通姫」であったのが、記紀以来の伝承へと由来を転じたとも考えられる。「殿下是ヲ御覧ジテハ……」項も参照。

○当座ノ御会 その場で即座に題を与えられて和歌を詠む歌会。ここでは「御会」とあるから院または御所で行われたもの。したがって予め題を知ることとはできない。○日夕以前レト披露申ケリ 日が暮れる前に歌会を行うとの触れがあったの意。「日夕」は専ら漢文で用いられ、朝と夜の意、また夕暮れの意で用いられる。『性霊集』巻九「奉造東寺塔」材木曳運動進表 一首の「空海等、謬代良匠、叨預御願。駟馳日夕、経營東西」（旧大系三九三頁）は前者であろうが、『文華秀麗集』奉和長門怨 一首 巨勢識人の「日夕君門閉、孤思不暫安。塵生秋帳滿、月向夜床寒」（旧大系二四八頁）は後者であろう。ここでは〈蓬・静〉が「ヒグレ」と訓むように後者の意。「披露」は報告すること、上申すること（〈日国大〉）。〈長〉ではここで、「基通、天性の遅口なり」とし、この後、北政所に五つの題を示して「此五題を、日夕已前と承はる」（1—138頁）とする。○頭弁 『職原鈔』藏人の「頭」に「弁方一人、近衛司方一人補之」（群書五—六二八頁）とあるように、藏人頭の一人は太政官の事務統括部門である弁官との兼帯とされ、大弁か中弁が兼ね、近衛司方の頭中将に対し、

頭弁と呼ばれた。美川圭によると、「藏人は天皇側近の秘書官的な役割の官職で」あり、「事務官僚的な人物が任命されることが多」く、「具体的には天皇と摂関や公卿との連絡にあたるのだが、太政官の実務をとりしきる弁官が兼任すれば、それだけ事務的にことが円滑に運ぶようになる」。このことから「摂関期以来、弁官で藏人をかねる「藏人弁」という存在が目立つようになった」（二—133頁）。本来は、天皇・摂関の意を藏人頭が受け、それが弁官局に伝達され、さらにそこから八省や諸国に下達されていくのであるが、藏人頭と弁官を同一人物が兼ねることによって、天皇の指示が即座に、そして確実に実施部局に伝達されるようになった。○春日山神祇 〈長〉歌も同じ。以下、釈教を二首含むなど、当座の題としてやや偏りがあるか。「春日山神祇」は神祇歌としても、また「春日山」「かすめる」「のどけかりけり」から、春の叙景としても詠む。「春霞のかかった春日山の空に、春日明神の靈験を示す光りが穏やかに降り注いでいることだなあ」の意。

○鷲山釈教 〈長〉「鷲峰山釈教」、第四句「雲間のこらず」。〈盛〉「雲モノコラズ」の方がよい。『後拾遺和歌集』巻二十一—一九五「寿命品」康資王母「鷲の山へだつる雲や深からんつねにすむなる月を見ぬかな」（新大系三八八頁）に見るように、「鷲の山」の釈教歌では、「雲」や「月」が共に歌われることが多い。その場合、雲は煩惱の、月は釈迦ないしは仏法の譬喩となる。○是心是仏玉文 〈長〉「是心是仏」、初句「まよひつゝ」。ただし、この前に基通が北政所に、五つの題を示す場面では「是心是仏玉文」とある。類似した歌に「よもすがらほとけのみちをもとむればわがころにぞたづねいりぬる」（『続古今集』巻八・七五四「是心是仏のころを」僧都源信）があるが、果たして

源信作か否かは不詳である。自分の心に仏道を求める内容の類似した歌に、『詞花和歌集』巻十・四一三・藤原忠通「よそになど仏の道をたづぬらんわが心こそしるべなりけれ」(新大系三四九頁)がある。「よもすがら」歌が源信作として平安後期から流通していたとすれば、忠通の歌もそれをふまえて詠じたものか。〈長・盛〉もこの歌を改編して取り込んだ可能性もあろう。○旅立空秋無常 〈長〉第一句「草枕」。「秋風」はわびしいものとされていた。『後撰和歌集』巻五・二五〇・よみ人しらず「秋風の吹けばさすがにわびしきは世のことわりと思物から」(新大系七七頁)。○恋昔旧跡 〈長〉第五句「春ぞ恋しき」。

ばにほいおこせよ梅の花主なしとて春を忘るな」(『拾遺集』一六・雑春・一〇〇六)に拠っていることから、〈長〉のように「昔の春」とする方が自然であろう。「あるじなきすみかに残るさくら花あはれ昔の春や恋しき」(『続古今集』一六・哀傷・一四一〇・津守国基)のように、主のいない宿に春を思う歌は多い。○御装束已前ニアソバシ儲サセ給タリケルニ 基通の身支度が終わる前に、五首の歌を読み終えたとする。〈長〉「指燭一寸の内によみ給たりけり」。○殿下はヲ御覧ジテハ： 〈長〉「父の入道殿の、そとをりひめとよび給けるも理なりとて、殿下斜ならず感じおぼしけるとかや」(二八頁)とあり、衣通姫と称されたのは、歌に巧みであったことによることを、基通が納得することになる。

【引用研究文獻】

- * 佐々木紀一①「桓武平氏正盛流系図補輯之彦采」(『人・ことば・文学』(菊地靖彦教授追悼論叢集) 鼎書房二〇二・一・11)
- * 佐々木紀一②「『王年代記』と『平家打聞』・妙本字本『曾我物語』・『平家族伝抄』との関係について(下)」(『国語国文』二〇〇三・11)
- * 角田文衛『平家後抄』(朝日新聞社一九八一・5)
- * 美川圭『白河法皇―中世をひらいた帝王―』(日本放送出版協会二〇〇三・6)
- * 元木泰雄「和泉守藤原邦綱考」(泉佐野市史研究三、一九九七・3)

六八、一七條の修理の大夫信隆、卿ニ相ひ具シ給へり。翠黛紅顔ノ粧ヒ、花ヨリモ猶カウバシク、玉ノ簪、照ノ月ノ姿、アタリモ、耀クバカリ也。歌ヨミ、連歌シ、絵書、花結び、アクマデ御心ニ情、御座ス人也。サレ共五障ノ女ノ身ヲ悲テ、常ハ持仏堂ニ入、仏ニ花香奉リ、法華経ソラニ読覚エ給テ、毎日御転読アリ。龍女ガ速成ヲ貴ミ、如説ノ往生ヲシタヒテ、菩提ノ道ヲ祈ラセ給ケル。人間有為ノ榮耀ハ、兔テモ角テモ有リヌベシ。悟リノ道ノ知レベコソ、思ヘバ実ニ貴ケル。

七八、安芸ノ嚴島ノ内侍ガ腹ノ娘也。指シタル才芸ハナカリケレ共、美貌ハ人ニ勝給へり。嬋娟タル両鬢ハ、秋ノ蟬ノ翼、宛転タル双蛾ハ、遠山ノ色トゾ見エ紛フ。秋夜月ヲ待ミ、ハツカニ山ヲ出ツル清光ヲ見るガ如シ。夏の日蓮ヲ思フ、初メ氷ヲ穿ツ紅艶ヲ見るヨリモ潔シ。此の御娘

十八ノ年、¹⁸後白河の院へ参り給へり。更衣ノ后ニテゾ¹⁹御座ケル。入道サシモナキ事セラレタリト申し合ひケリ。其の上程ナク²⁰失給ニケリ。母ノ内侍ハ、越中ノ前司盛俊ガ²¹賜テ具シタリ²⁵ケルガ、盛俊一谷ニテ討テ²²後ハ、²²土肥ノ次郎実平ガ具シタリケルトゾ聞エシ。

八ハ、九條の院ノ曹子常葉ガ腹ノ娘也ケルヲ、²³花山院ノ左大臣ノ御台盤所ニ親シク²⁴御座セバトテ、上臈女房ニテ²⁵御坐ケリ。三條殿共申しケリ。又ハ廊ノ御方共申しケリ。²⁶大臣殿モ蜜ニ通²⁷給ケレバ、姫君一人出でキ給へり。此の女房和琴ノ上手ニテマシクケル上へ、類ヒナキ手書ニテ²⁷御座ケレバ、手本賜ハラントテ、人々色々ノ料紙ヲ奉リ²⁹置タレバ、書モ敢²⁸給ハズ、色々ノ料紙共、傍ニ取り置カセ給²⁹タリケレバ、³⁰朝夕ハ錦³¹ヲ曝ス³²砌トゾ見ケル。

³³異本ニ云ク、八ハ大納言有房卿ノ北の方也。絵書³⁴モキ、花結び、諸道ニ達シ給へり。心ニ³⁴哀れミ深くシテ人ニ情ヲ重クセリ。女房ナレ共、³⁵聯句作文モ并³⁶ナク、手跡サへ³⁶敵シクシテ、画図ノ³⁷障子ニ百詠ノ心ヲ絵ニカ、セ給³⁸テ、ヤガテ一筆ニ色紙形ノ鉛ヲモ書給³⁹タリケレバ、院モ希代ノ女房也トゾ³⁸課³⁹ケル。

【校異】1〈近〉「七てうのしゆりの大ふのふたかのきやうに」、〈蓬〉「七條修理大夫信隆卿に」、〈静〉「七条修理大夫信隆卿に」。2〈近〉「か、やく、」〈蓬〉「耀」、〈静〉「耀」。3〈近・蓬・静〉「おはします」。4〈蓬〉「女身」。5〈近〉「花かうを」。6〈蓬〉「御」なし。7〈蓬〉「龍女に」。8〈近〉「たうとみ」、〈蓬・静〉「貴」。9〈近〉「女せつ」。10〈近〉「さかひは」、〈蓬〉「栄耀は」、〈静〉「栄耀は」。11〈近〉「たうとけれ」、〈蓬・静〉「貴けれ」。12〈近〉「みめは」、〈蓬〉「兒形は」、〈静〉「兒形は」。13〈近〉「つはさ」、〈蓬〉「翼」、〈静〉「翼」。14〈近〉「あきの夜」。15〈近〉「まつに」。16〈近〉「わつかに」、〈蓬・静〉「くれに」。17〈蓬・静〉「水を」。18〈近〉「こしら川のるんへ」、〈蓬〉「後白河院へ」、〈静〉「後白河院へ」。19〈近・静〉「おはしける」、〈蓬〉「おはしましける」。20〈近〉「うせたまひけり」、〈蓬・静〉「失給ニケリ」なし。21〈近〉「給はりて」、〈蓬・静〉「給て」。22〈近〉「とひの二郎」、〈蓬〉「土肥次郎」、〈静〉「土肥二郎」。23〈近〉「花山院の左大臣の」、〈蓬〉「花山院左大臣の」。24〈近・蓬・静〉「おはしませばとて」。25〈近・蓬・静〉「おはしけり」。26〈近〉「おほいともの」、〈静〉「大臣殿も」。27〈近・蓬・静〉「おはしければ」。28〈近〉「たまはらんとて」、〈蓬・静〉「給はらんとて」。29〈近〉「をきければ」。30〈近〉「あさゆふは」、〈蓬〉「朝夕は」。31〈蓬〉「さらすに」として「に」ミセケチ。32〈近〉「みきりかとそ」。33〈近〉一字下げせず。34〈近〉「あはれみふかうして」、〈蓬〉「あはれみふかくして」、〈静〉「憐ふかくして」。35〈近〉「れんぐさくぶんも」、〈蓬・静〉「連句作文も」。36〈近〉「うつくしくして」、〈蓬・静〉「いつくしくして」。37〈近〉「さうじに」、〈蓬・静〉「障子に」。38〈近〉「おほせける」、〈蓬・静〉「仰ける」。

【注解】〇六ハ：以下、信隆室のこと、〈四・闕・延・南・屋・寛 参照。〇七條修理大夫信隆卿 諸本同じ。藤原信隆の生没年は、大は、「六ハ七条修理大夫信隆卿北方」(延)三〇オ)のように簡略に 治元年(一一二六)〜治承三年(一一七九)。長承二年(一一三三)記すのみ。これらに対して、〈長〉の記述は〈盛〉に近い。以下の注 叙爵、永万二年(一一六六)伊予守を経て、仁安三年(一一六八)従

三位、承安元年（一一七一）修理大夫、治承三年（一一七九）十月に病により修理大夫を辞し、十一月には出家し数日後死去（補任）。藤原道隆流にあたり、父は右京大夫信輔、祖父は中納言経忠（尊卑 1—三三三頁）。経忠・信輔・信隆はいずれも鳥羽院近臣グループを構成する有力メンバーだった（橋本義彦四六〇—四七七頁）。道隆流は受領にして院近臣となり、富裕を極めた一族であった（美川圭一一三—一一六頁）。「その出世の最後は『多くは非参議・従三位』どまりであった一方で、院庁では『非常に大きな比重を占めていた』という。院政期において、受領の造宮や造寺造仏による成功の事例を見ると、播磨守と伊予守が群を抜いて多い（橋本義彦一八〇—一九頁）。播磨・伊予等の受領を歴任した院近臣は、非参議従三位となって公卿に昇進していた。この権威は十二世紀後半には崩壊してゆくが、信隆も伊予守を最終官職として公卿に昇進した一人であった（元木泰雄①一五八—一六〇頁）。このようなこともあって、祖父経忠の女子は、鳥羽院の寵臣で平家との縁も深かった藤原家成（本全釈三「中御門中納言家成卿」項（五頁）参照）の室となり、その子に成親を儲けている（尊卑 1—三三三頁）。したがって信隆は家成の妻の甥に当たり、清盛が娘を信隆に配した背景に、角田文衛は、「単に信隆が後白河法皇の近臣であったことばかりでなく、信隆が家成の後妻の甥であった関係もあったと想定される」（二七四頁）とする。信隆と藤原通基の娘との間に生まれた殖子は、高倉天皇の后となり、守貞親王（後堀河天皇の父）や後鳥羽天皇を生み、七条院と称された（信隆が女子を后にしようと白鷄を千羽飼った逸話が卷三十二「四宮御位事」に見える）。また、清盛の娘との間には、仁安三年（一一六八）、四十三歳の時に隆

清が生まれている（尊卑 1—三三四頁）。清盛の娘がこの時二十歳前だったとしたら、一一五〇年頃の生まれとなるが、その一一五〇年には、成範と婚約し、のち兼雅に嫁した清盛の娘が生まれている（清盛息女の注解「一ハ本ハ桜町中納言成範卿ノ相具シ給シ程ニ」参照）。清盛の子女の中では年長であったと考えられよう。このことから明らかかなように、『平家物語』は、清盛息女の栄華記事を、必ずしも誕生の順で記しているわけではないようである。ここまでの注でも述べたように、成範北の方から基通北政所までの、いずれも時子腹と思われる五人が、ほぼ年齢順に記されていることを考えるならば、まず正室である時子所生の娘を優先し、ついで側室腹の娘を年齢順に記したとみられる。なお、信隆の北の方については、〈延〉巻十二で、大原へ御幸した後白河法皇の「誰事問マヒラスル人ニテ候ゾ」との間に、建礼門院が「信隆ノ北方計ゾ折々ニ随テ、思ワスル、事モナク、常々ハヲトツレ来候」と答えている（六一ウ）。〈盛〉でも「信隆・々房ノ北方ノ計トシテコソ、角テモ候ヘ」（六一ウ）と答えていて、大原の建礼門院のもとへ、姉妹に当たる信隆室や隆房室（四、冷泉大納言隆房ノ北方ニテ……」項参照）からの音信があったことが記される。○翠黛紅顔ノ粧ヒ、花ヨリモ猶カウバシク、玉ノ簪照月ノ姿、アタリモ耀バカリ也 〈長〉「すいたい、こうがん、きんしうのよそほひ、花よりもいつくしく、玉のかんざし、てる月のすがた、あたりもかゝやくばかりなり」（1—三三九頁）。前半は『和漢朗詠集』下「王昭君」七〇〇「翠黛紅顔錦繡粧、泣尋沙塞出家郷」（旧大系三三〇頁）に拠る。〈長〉は、「錦繡粧」まで引くが、〈長〉には、他に「翠黛紅顔の粧」の例一例、「翠黛紅顔」の例一例、〈延〉には、「翠黛紅顔の粧」

の例二例、〈盛〉には、「翠黛紅顔の粧」の例、他に一例というように、「錦繡」まで引かない形が一般的。唱導にもこの形で引かれることが多い。「マツ翠黛紅顔之粧マツ忽マツ成丹菓青蓮之姿マツ」(『言泉集』『安居院唱導集』上巻一三九頁)。「是以翠黛紅顔之粧マツ去而無マツ跡妍姿艶骨之体空化而為マツ土マツ」(『転法輪抄』『安居院唱導集』上巻二五五頁)。ただほとんどの用例は、妖艶な美貌が早くも移り変わる無常感を言う文脈に使われている。後半の「玉ノ簪……」以下の典拠不明。○歌ヨミ、連歌シ、絵書、花結び 〈長〉「これも、連歌をし歌をよみ給ふこと、人にも劣り給はず。絵かき、花もむすびたまひけり」。女性の持つべき才芸を、信隆の北の方は、総て兼ね備えていたことを記すことになる。「あきみちの北の方」みめかたち、よにならびなきほどの、ねうぼうなり。ことに、琴、びわ、または、絵かき、花をむすび、ことさら、ものをよくかきて、哥をよむ事、たぐひなし。いづれも、よろづ、たつしやの人なり」(『あきみち』室町時代物語大成1—三七—(三七二頁)。なお、女房達が、歌詠み連歌する光景としては、『詞花和歌集』巻第九・雑上・二八三の詞書に、「修理大夫顕季美作の守に侍ける時、人人いざなひて右近の馬場にまかりて郭公待ち侍けるに、俊子内親王の女房二車まうできて、連歌し歌よみなどして、あけぼのに帰り侍けるに、かの女房の車より」(新大系三〇七頁)と見える。「花結び」は、「色糸を結んで、桜・梅・菊・かたばみなど種々の花の形にすること。調度や衣服の飾りに用いたが、古来女子の諸芸の一つ、また中世より、茶人・香人の知識ともされた」(『角川古語大辞典』)。

○龍女方速成ヲ貴ミ、如説ノ往生ヲシタヒテ 〈長〉「かのりう女作仏のあとををせ給けるにやと、目出くぞおぼえし」。「龍女方速成」は

『法華経』「提婆達多品」で、娑竭羅竜王の娘が釈迦の前で忽ちの内に男子となり、成仏の姿を現したことを指す。その教え通りの往生を願ったということ。女性が往生を願う拠り所となるものが、龍女成仏だった。『梁塵秘抄』二〇八「龍女は仏に成りにけり、などか我等も成らざらん」(新大系六二頁)、『妻鏡』「法華の不思議は、龍女が成仏を説たり。女人罪重事を知らば、心を改めて一旦の夢の世の名利の営みを捨て、生々世々に身を助くべき仏法修行に趣くべし」(旧大系「仮名法語集」一七八頁)、『法華経直談抄』「今日竜女リウニョ即身成仏スレバ、一切女人ニモ皆依レ此ノ法華経ニ可ク成仏ニ事分明也」(臨川書店、2—五四—五頁)。

○人間有為ノ榮耀ハ、兎テモ角テモ有又ベシ。悟ノ道ノ知ベコソ、思ヘバ実ニ貴ケル 〈長〉なし。有為は現象、仮の存在であり、無常を指す。『言泉集』「都是有為無常之理、生滅転変之習也」(『安居院唱導集』上—一三五頁)。「この世の榮華は無常であってどうにでもなるものであり、絶対不変の悟りの道を求めることこそ貴いものである」との意。○七八…以下、厳島内侍の女子のこと、(四・闕・延・南・屋・覚)は、「七八安芸厳島内侍腹也ケルガ、十八ノ年、後白河院へ参給テ女御ノ様ニテヲハシケリ」(延三〇オ)のように簡略に記すのみ。ただし、〈延〉は続いて八番目の常葉について記述した後、再び「内侍ハ後ニハ越中前司盛俊相具ケルトゾ聞ヘシ」として記事を付け加えている。これらに対して、〈長〉の記述は〈盛〉に近い。以下の注参照。〈長〉は冒頭、「七は、後白河院へまいらせ給て、女御の様にしておはしませしき」とあり、諸本に対して〈盛〉のみ、「女御の様にしておはしませしき」に該当する記述がない。○安芸ノ厳島ノ内侍厳島に内侍と呼ばれる巫女集団がいたことは、巻第三「実定厳島詣」

で、徳大寺実定が大将昇進の祈願のために厳島へ参詣する場面でも描かれる。「安宅云厳島へ御参詣アリテ、穂ニ出テ此事ヲ祈申サセ給ベシ。彼神明ヲバ平家深奉崇テ、其社ニ内侍ト云者ヲ居ラレタリ。彼内侍共毎年一度ハ上洛シテ、入道ノ見参ニ入ト承レバ」（一―一五二―一五三頁、〈四・延・長・覚〉にも同話あり）。『高倉院厳島御幸記』には、厳島で、「内侍ども、老ひたる若き、さまざま歩みつらなりて、神供まいらす」「内侍ども集りて、夜もすがら御神楽あり」（新大丞中世日記紀行集）一九頁とある。〈全注釈〉（上―三四五頁）が指摘するように、『山槐記』治承三年三月十八日条には、「安宅伊都伎嶋内侍〈以巫女二号ニ内侍〉於八条禅門亭有舞女等事、着唐装束云々」とあり、「実定厳島詣」段にもあるように、清盛が西八条邸にも内侍を招いていたことがわかる。小林太市郎は、この内侍の女子が治承五年（一一八一）に十八歳で後白河院のもとに参ったこと（此御娘十八ノ年、後白河院へ参給へり）項参照）から逆算して、女子の誕生を長寛二年（一一六四）とし、この年は平家納経が奉納された年であること、清盛は懐妊した厳島内侍を盛国の子盛俊に与えたが、生まれた女子は我が子として引き取ったこと、平家納経の署名には清盛の他に盛俊の父盛国ら三名の名前しか見られないことなどから、平家納経の奉納が、厳島の内侍の懐妊を契機になされたものと考察する（一四六頁）。この小林説に角田文衛も賛意を表する（一四四―一四六頁）。○婢娟タル両鬢ハ、秋ノ蟬ノ翼、宛転タル双蛾ハ、遠山ノ色トゾ見エ紛フ

〈長〉同。『白氏文集』巻四、また『和漢朗詠集』巻下七〇八「婢娟両鬢秋蟬翼、宛転双蛾遠山色」（旧大系三三三頁）に拠る。出典の『白氏文集』「井底引銀瓶 止淫奔也」は、淫らな自由結婚を批判する詩

だが、その一節を引く〈長・盛〉には、『和漢朗詠集』の場合と同様に、そうした批判精神を読み取ることはできないであろう。この一節は、美人の形容の常套句として多用される。〈延〉「直実が首を掻こうとした敦盛は」十五六計ナル若人ノ色白ミメウツクシクシテ、薄気装シテ、カネ黒也。鮮娟タル両髪ハ秋ノ蟬ノ羽ヲ並べ、宛転タル双蛾ハ遠山ノ色ニマガヘリナムド云モ、カクヤト覚テ哀也（巻九一七―一ウ）。「コレハ、楽府ノ井底引銀瓶ノ段文也。上句、婢娟トイハ、ウサヤカニ、アテナルナリ。秋蟬翼トハ、鬢ノ、ウスク、ヤサシキサマヲ、セミノハネニタトフル也。魏ノ文帝トキコヘシミカトノ、トキメカセタマヒシ宮人アリキ。名ヲハ瓊樹トイヒキ。ソノ人ノコトヲ云ニ、其鬢如蟬ノ翼トイヘリ。崔豹古今注ニアリ。下句、宛転トイハ、メクレル意歟。双蛾トハ、フタツノマユ也。ミトリノマユスミヲ、遠山ノイロニタトフルナリ。ツネノ事也」『和漢朗詠集永洛注』和漢朗詠集古注釈集成 3―3〇八頁。○秋夜月ヲ待、ハツカニ山ヲ出ル清光ヲ見ガ如シ。夏日蓮ヲ思フ、初テ氷ヲ穿ツ紅艶ヲ見ヨリモ潔シ 〈長〉「秋の夜、月を待に、山を出る清光を見るが如く、夏の日、蓮を思へば、水を通つこうゑんの始てひらきたるよりも淨し」（一―三九頁）。『本朝文粹』巻九一―二四四、また『和漢朗詠集』巻下七二一「秋夜待月、纒望ニ出山之清光、夏日思蓮、初見穿水之紅艶」（旧大系三三三頁）。秋の夜の月、水上の蓮の花を美人に譬える。『和漢朗詠集』の形により近いのは〈盛〉。〈長〉には、改変の手が加えられていよう。なお、〈盛〉の〈底〉「ハツカニ」・〈蓬・静〉「くれに」は、〈近〉「わつかに」がよい。校異16参照。また、〈底〉「水」は、〈蓬・静〉の「水」がよい。校異17参照。「此詩、注ニ催粧トイヘルハ、女ノカラニ、粉黛ヲホト

コスヲ云也。言ハ、女ノ、ケサウシテ、サシイテタラムケシキハ、月ヲマツニ、山ノハイツルヒカリヲノソミ、ハチスヲ、モハムニ、水ノヲモニ、ハシメテ、ヒラケタラム、イロヲミム、コ、チナム、スルトイフナリ」〔和漢朗詠集永濟注〕和漢朗詠集古注釈集成3―3〇九頁。○此御娘十八ノ年、後白河院へ參給へリ 以下の記述、「更衣ノ后ニテゾ御座ケル」を除いて〈長〉にもなし。「十八ノ年」と年齢を示すのは、他に〈延・南〉。清盛がこの女子を後白河院へ參させたことは、諸本ともに、高倉院崩御の記事の後にも触れる。〈盛〉巻二十五「入道進乙女」では、治承五年（一一八一）のこととして、「太政入道ハ、コノ程痛ク情ナク振舞シ事、悪カリケリト思給ケルニヤ、正月廿七日ニ、安芸ノ嚴島ノ内侍ガ腹ニ儲タリケル第七ノ乙娘ノ、今年十八ニ成給ケルヲ、法皇ノ御所へ進セラレケリ。上臈女房アマタ選レテ候給ヒケル中ニ、鳥飼中納言伊実卿ノ御娘モ御座ケリ。大宮殿トゾ申ケル。高倉院隠レサセ給テ今日ハ二七日ニコソ成ケレ、御歎ノ最中也。イツシカ懸ベシ共覺ズ。公卿殿上人供奉シテ、偏ニ女御入内ノ様也。是ニツケテモ法皇ハ、コハ何事ゾト御冷ク思召レケレバ、後ニハ中々伊実卿ノ御娘大宮殿ゾ御氣色ハヨカリケル」（4―5八―5九頁）。〈延〉卷六「大政入道ノ娘院へ參ラスル事」では、「廿七日、大政入道ノ乙娘ノ安芸嚴島ノ内侍ガ娘ニ、十七ニ成給ケルヲ、院へ進セ給テ：」（二五オ）と、十七の時としていて、前に「十八ノ年」としていたのと齟齬する。この婚姻は、治承三年の政変以来、清盛と後白河法皇の仲が険悪化しており、高倉天皇の亡き後、改めて法皇と婚姻関係を強化しようと計ったものとされるが、元木泰雄②は、「清盛はこの女子の入侍を機に、院御所に平氏側の人間を送り込んだり、頻繁

に出入りさせようとした」（二四六頁）と解す。なお、この件については諸注釈が指摘するように『玉葉』に詳しく、治承五年（一一八一）正月二十日条に、「伝聞、禪門小女（世号「御子姫君」、巫女腹云々）、納法皇宮云々、凡非思慮之所_レ及、彈指而有_レ余、実心浮世也、今日故院初七日也」、正月三十日条に、「去廿五日、禪門小女（号「安芸」。御子姫君是也）納法皇之宮、只如付女也、号「冷泉局」云々、後聞、名号未_レ付、為_レ御猶子之儀云々、允此事可_レ彈指」とある。この背景には、同月十三日条に記されるように、高倉院崩御後に中宮徳子（建礼門院）を後白河院の後宮に入れようとする動きがあったのに対し、徳子がこれを拒否したことがあり、そのため「以_レ巫女腹之女子」（世号「御子姫君」云々）可_レ替_レ之」としたという。女子はこの時十八歳であったとすると、長寛二年（一一六四）の生となる。○更衣ノ后ニテゾ御座ケル 〈長〉同。〈盛〉を除く諸本は「女御の様にておはしましき」と記す。〈延〉卷六「大政入道ノ娘院へ參ラスル事」では、「サレド後ニハ女御代ニテ、東ノ御方トゾ申ケル」（二五ウ）とする。玉井力によれば、女御・更衣はともにキサキとしては律令制下の妃・夫人・嬪の下位に位置していた。淳和朝以降は妃・夫人・嬪などがほとんど置かれなくなり、時として皇后さえも置かれなかったこともあり、後宮においては女御の地位は徐々に高まっていった。十世紀になると皇后も女御から昇進するようになった。女御の産んだ子は必ず親王とされ、嵯峨朝以降の源氏賜姓からも除外されられた。更衣の産んだ子がすべて源氏として賜姓されたのと大きな差が見られる。更衣はそもそもは天子の衣替えに奉仕する女官の称であったが、天皇のキサキとしての成立は九世紀初頭、史料的には十一世紀後

半の後三条朝を下限としている（平凡社『日本歴史大事典』「女御」・「更衣」、玉井力）。諸本とも、「女御代」「女御の様」「更衣」と記し、正式な女御としての待遇ではない点では共通している。このことは、彼女が皇后になる可能性はなく、もし子を産んでも親王としての地位が与えられなかったことを暗示している。○入道サシモナキ事セラレタリト申合ケリ 内侍腹の姫君についての以下の記事、〈長〉になし。「清盛入道はつまらないことをなされた、と人々は言い合った」の意。清盛の苦肉の策であったが、〈盛〉が巻二十五で描くとおり（「此御娘十八ノ年、後白河院へ参給へり」項参照）、法皇は女御入内のような様子を「コハ何事ゾト御冷ク思召」したのであり、この女子よりも上臈女房として祇候していた藤原伊実の女子を寵愛したという。〈延〉巻六「大政入道ノ娘院へ参ラスル事」ではさらに、「高倉院隠サセ給テ後、僅二十四日ニコソナルニ、「イツシカカ、ルベシヤハ」ト、狐メカシク思食アワレケリ」（二五オ〜二五ウ）という。兼実も先に引いた『玉葉』治承五年正月二十日条で、高倉院崩御間もない清盛の行動を指弾しているし、二月三日条でも、「或人云、禅門之女、参法皇之間、有種々事等云々。天下之災難奇異、只在近日、漢家・本朝、往古来無比類之世也」と度々非難している。世間の評判が芳しくなかったことがこの「サシモナキ事」の表現に表れているよう。しかし、「清盛息女」の章段は、冒頭に、「御娘八人御座ケルモ、皆取々ニ幸ヒ給へり」とあるように、清盛の八人の娘達の幸せに満ちた生活振りを描くことにあり、この七女についても同様であろう。〈長〉が、七女と後白河院との結婚について、「女御の様にておはしましき」「更衣の后にてぞましましける」と、替辞のみをもって記すのも、この話の持

つ本来のあり方に沿うものである。その点、七女の結婚を「サシモナキ事」として記す〈盛〉は、この話が本来持つ祝言性からは逸脱するものと言えよう。○其上程ナク失給ニケリ 〈延〉によれば、清盛の七女は、「後二ハ女御代ニテ、東ノ御方トゾ申ケル」（巻六一二五ウ）とあり、〈盛〉の記事とは相容れない。事実関係は不明だが、〈盛〉の異本の内、〈蓬・静〉は、「失給ニケリ」を欠き、程なく、母の内侍は盛俊と結婚したとする点注意される。○母ノ内侍ハ、越中前司盛俊ガ賜テ具シタリケルガ、盛俊一谷ニテ討レテ後ハ 母の内侍が平盛俊室となったことを記すのは、他に〈延〉のみ（二七ハ……）項参照。平盛俊は、生年不詳、没年寿永三年（一一八四）、一ノ谷の合戦で討たれた。父盛国とともに清盛に随って活躍したことが、『保元物語』上「安芸守清盛に相隨ふ兵は、嫡子中務少輔重盛・二男安芸判官基盛……、郎等には、季貞・貞能・盛国・盛俊」（旧大系九五頁）、『平治物語』中に「主上わたらせ給へば、清盛は六波羅の固めにとゞまる。大内へ向ふ人々には、大將軍左衛門佐重盛……、侍には、筑後守家貞・右衛門尉貞能・主馬判官盛国・子息左衛門尉盛俊」（旧大系三二二頁）などからうかがえる。〈尊卑〉では、清盛の曾祖父正衡の兄弟、季衡から「季衡―盛国―盛康―盛範」（四―二五頁）と続くが、これは同名の別人と考えられることが指摘されている（青木三郎・佐々木紀一）。〈盛〉巻二十一「御所侍酒盛」に、「主馬入道盛国ガ子ニ越中前司盛俊行向テ」（四―九五頁）とあり、『愚管抄』巻五にも「成親ノ大納言ヲバヨビテ、盛俊ト云チカラアル郎従、盛国ガ子ニテアリキ、ソレシテイダキテ打フセテ」（旧大系二四五頁）とあるように、盛国の子と伝えている。彼ら一族はよく平家政権を支え、「盛俊は平家の大番頭盛

国の子供で、治承三年一月頃には「入道前太政大臣家」の政所別当を勤める有力な家人だった(『平安遺文』三八九一号)。(高橋昌明二四五頁)。「平家物語」諸本では、父盛国は、多田行綱が藤原成親らの鹿ヶ谷での謀議を清盛に密告する場面での応対や、その後重盛に事態の急変を報告に走る場面で活躍する。さらに『吾妻鏡』治承五年(一一八一)閏二月四日条には、「戊刻、入道平相国薨。九条河原口盛国家」とあり、清盛は盛国邸で薨じたとされる。また子の盛俊は、墨俣川合戦や木曾追討で活躍するが、一ノ谷合戦で猪俣則綱に討たれる。前掲『愚管抄』にもあるごとく大力で知られていたようであり、『玉葉』寿永二年六月五日条にも「盛俊、景家、忠経等へ己上三人、彼家第一之勇士等也」とある他、則綱と組み合う場面では、平家諸本とも「越中前司は三十人が力わざをするよし人目には見えけれども、内々は六七人してあげをろす舟を、唯一人しておしあげ、をしおろす程の大力なり」(『覚』下二六八頁)というような強力の逸話を加えている。なお、『玉葉』によると、この嚴島内侍の女子の入室のあった数日後、治承五年(一一八一)二月七日には、盛俊は丹波国諸庄園総下司に突如補任されている(同八日条)。小林太市郎は、内侍の女子の後白河院への入室という慶びから、内侍を与えた盛俊の補任に至ったとする(一四五頁)。いずれにせよ、八人の女子の中で、母の記事がこれほど補足されていることは、背景に複数の嚴島内侍の伝承があったことをうかがわせる。○土肥次郎実平方具シタリケルトゾ聞エシ 土肥実平は生没年不詳。源頼朝の挙兵に従い平家追討に功を挙げた。この実平と平家との結びつきは、実平が大番衆として在京していた時に遡ると考えられる。例えば、〈延〉によれば、実平

は大番衆の時に、囚人の土佐房昌俊の預かり人となっているし、鹿谷事件の折も、捕らえられた近江入道運浄の常陸への護送担当者の役を担っている。平氏権力のもとでの実平の在京活動の一端を示す記事だろう(川合康五一頁)。また、一谷合戦後の平氏追討使として、実平は景時と共に任命され、山陰・山陽地方の武士等を動員する役を担っていた(宮田敬三)。なお、母の内侍が、後に実平室となったことを記すのは〈盛〉のみ。これに関わる資料・伝承は未詳。○八八：以下、常葉の女子のこと、〈四・闘・延・南・屋・覚〉は、「此外九条院雑士常葉ガ腹ニ一人御シキ。花山院ノ左大臣ノ御許ニ御台盤所ノ親クラハスレバトテ、上臈女房ニテ廊御方ト申ケルトカヤ」(〈延〉三〇オ)のように、母が常葉であること、花山院左大臣兼雅の女房となり、廊の御方と呼ばれたことを簡略に記すのみ。ただし〈南〉は続けて、「是ハ九郎判官義経ト一腹ノ兄弟也」(上二三頁)とする。これらに對して、〈長〉の記述は〈盛〉に近い。以下の注参照。ただし〈長〉は、〈盛〉がこの後「異本ニ云ク」として引く女子のことを「八は」として記し、この女子についてはその後に「九は」として記す。○九條院ノ曹子、常葉ガ腹ノ娘 常葉を九条院の雑仕とする点、諸本同。「曹子」は諸本の「雑仕(司)」が正しい。「常葉」の表記は、〈四・闘・延・南・覚〉同(但し、〈南〉「常禁」)、〈長〉「ときは」、〈屋〉「常盤」。『平治物語』諸本でも、一貫して「常盤」と記すのは京岡本のみで、他は「常葉」(六種)か、仮名書き(三種)。但し、古態本の学習院本で一箇所、金刀比羅本に二箇所、例外的に「常盤」の記載がある(日下力一四五頁)。なお、〈長〉は、「是も又天下第一の美女なり」(一三三九頁)とする。常葉は九条院(藤原皇子)に、雑仕女という下級身

分ではあったが、単なる「雑仕半物」ではなく、最初から「美女」として仕えた（保立道久七二〜七四頁）後、源義朝の妻となって牛若（義経）らを産み、平治の乱で義朝が敗れた後は清盛の寵愛を受けた。○花山院左大臣ノ御台盤所 先に「一八本ハ桜町中納言成範卿ノ相具シ給シ程ニ」花山院左大臣兼雅ノ御台盤所ニ成給ヘリ」としてあげられていた兼雅室のこと。姉が兼雅の台盤所であったことをここで記すのは〈四・延・長・屋〉。〈闘〉は「号ニ御台盤所親人ト花山院ノ左大臣殿御許ニ上臈女房申テ廊ノ御方ト」（一上―二オ）とやや不明確な書き方、〈南・覺〉は、「是は花山院殿に上臈女房にて」（〈覺〉一六頁）と、台盤所のことには触れない。○上臈女房ニテ御坐ケリ 常葉の娘（廊の御方）の出生は、常葉が清盛の寵を得た平治の乱以降のことであり、その後清盛の寵を失い、大藏卿藤原長成の後妻となり、能成を産んだ長寛元年（一一六三）以前のことであるから、応保元年（一一六一）の頃と考えられる（角田文衛一七七頁）。とすれば、兼雅の御台盤所とは、十三歳程の年の開きがあったことになる（本段の注解「一八本ハ桜町中納言成範卿ノ相具シ給シ程ニ」参照）。この常葉の娘が、腹違いの姉、兼雅の北の政所のもとで、上臈女房として仕えたことについて、〈盛 卷四十六「義経始終有様」に、「清盛通ケル程ニ、女一人儲タリ。廊ノ御方トテ、花山院内大臣ノ北方ニテ御座ケル、姉公ノ妹ニ候ハレケルハ、是也」（六一―三七二頁）とある。兼雅の北の方でいらっしゃる方に姉公（小姑）としてお仕えていたのがこの方であるの意だろう。この常葉の娘が、上臈女房として仕えるようになったのがいつ頃なのか、諸本はいずれも明確には記さないが、〈南・屋・覺〉では、彼女は、平家と共に都落ちし、壇ノ浦で生捕と

なって、入洛したと記す。とすれば、彼女は、入洛後、異母姉のもとに身を寄せ、上臈女房として仕えることになったと解することになる。なお、戦国期以降の定義ではあるが、上臈女房とは、「大臣や中納言の女であって、二位・三位の典侍」（奥野高廣『戦国時代の宮廷生活』）のことであり、「東御方・南御方・廊御方・対御方・御妻（以下略）」（浅井虎夫『女官通解』）などの称号があった。○三條殿共申ケリ 〈長〉では、廊の御方と兼雅との間に生まれた姫君の名とする。〈長〉「上らう女房にて、廊の御かたと申けるに、潜在姫君一人おはしければ、なぐめならずもてなしかしづきおはしませしき。三条殿と申は是なり」（一―四〇頁）。他本なし。○廊ノ御方 〈闘・延・長・屋・覺〉同。〈四〉「廊ノ御方」（二五右）、〈南〉「臈ノ御方」（上一―二三頁）。前掲『女官通解』に上臈女房の名として、東・南・対などのように寝殿の建物の名称が用いられているので、廊御方の「廊」は寝殿の廂部分の廊に由来するのであろう。○大臣殿モ密ニ通給ケレバ、姫君一人出キ給ヘリ 兼雅との女子を記すのは、他に〈長〉。〈尊卑〉によれば、兼雅の子に母未詳の女子が一名いるが（一―二〇一頁）、これに当たるのかは不明。○和琴 「神楽・東遊びなど雅楽の日本古来の歌舞に用いられる弦楽器。特に、六弦琴をいう。あずまごと。やまとごと」（日国大）。なお、同補注によれば、『源氏物語』では、琴（きん）の音のさびしさに対して、和琴の今めかしき、はなやかさが強調されている」という。琴の名手とする冷泉隆房室との対比が意識されているか。○朝夕ハ錦ヲ曝ス砌トゾ見ヘケル 「錦を曝す」という表現は、『後拾遺和歌集』卷二・春下・一三九「花の、庭に散りて侍りける所にてよめる」清原元輔「花の蔭た、まぐ惜しき

今宵かな錦をさらす庭と見えつゝ」(新大系五二頁)を踏まえるか。「砌」には、「庭」の意もある(今井正之助教示)。とすれば、この女子は、大変勝れた能書家でいらっしやだったので、手本をいただこうとして、人々は種々の料紙を差し出し置いていったのだが、総てをお書きになることもできず、書き残した種々の料紙を傍らに取り置かせになられたため、その所は、いつも錦を敷いたかのような庭に見えたの意となる。〈長〉「あさみどりの紙もあり、こき紅の紙もあり、檀紙、うすやう、いろ／＼の料紙ども、御座のほとりに集りて、錦をさらすみぎりなり」(一四〇頁)。○異本三云ク、八八大納言有房卿ノ北方有房の北の方のことを記すのは、他に〈長〉で、「八は、防門大納言有房卿の御前なり」(一三九頁)として同話を引く。故に、この場合の「異本」とは、ほぼ同文の〈長〉を指すとも考えられるが、〈盛〉中の別記文形式で記される異本異説記事(二十七項目)と〈延・長〉との関係を調査した日比野和子によれば、〈延〉と類似した記事が見られるもの九項目、そのうちで深い関係を持つと見られるもの七項目、〈長〉と類似した記事が見られるもの十三項目、そのうちで深い関係を持つと見られるものは十項目である(二二六―二二八頁)。なお、有房は、源師行の男の有房か。〈尊卑〉(三―四九〇頁)に、有房の子「有通」の母は、清盛の女とも、忠盛の女ともするが、有房は、天承元年(一一三二)頃の生まれか、とすれば、その時、清盛は十四歳、忠盛は三十六歳なので、有通の母は忠盛の女であろう(井上宗雄四四八頁)。また、有房の極官は、正四位下、左中将(『近衛府補任』

寿永元年条)であり、大納言には至っておらず、〈長〉のように「坊門」とも称していない。とすれば、当該話の有房と、源師行男の有房との関連は、未詳ということになるが、『尊卑分脈脱漏』の清盛の女子に、「花山院左大臣家女房。イ右中将源有居室。後大納言有房室云々。有通母」(続群書五十一―五二頁)とあり、『系図纂要』にも、有通の母を「清盛公女」(9―一三頁)とすることからしても、有房の北の方を清盛の娘とする伝承があったことは確かである。○絵書キ、花結ビ 先の信隆室の、「絵書、花結ビ」と重なる。清盛女子の人物像が増幅されてゆく中で、才芸のパターンも複数の女子に共通するようになったのであろう。○心ニ哀ミ深シテ人ニ情ヲ重クセリ 〈長〉なし。これも前項と同じく、信隆室の「アクマデ御心ニ情御座ス人也」と類似した表現である。○女房ナレ共 聯句作文毛并ナク 聯句・作文ともに漢文の教養であり、女子が身につけていることはまれであった。○画図ノ障子二百詠ノ心ヲ絵ニカ、セ給テ 「百詠」は、『蒙求』と並ぶ幼学書の一つである『李嶠百詠』。唐の李嶠が著した題詠集で、日本への影響は大きく、翻訳し各句を和歌に詠んだ『百詠和歌』(源光行、元久元年(一一二〇四))は有名。この各句意に沿った絵を障子に描いたことをいう。漢文の素養があったことを示す。○一筆二色紙形ノ銘ヲ毛書給タリケレバ 〈長〉「一筆に銘文をあそぼしたりければ」(一三九頁)。色紙形は障子絵の上方に色紙形の枠を設けたもの。そこに絵と併せて『百詠和歌』の句を書き付けたことをいう。○課ケル 〈名義抄〉「課 カタラフ オホス」(法上五七)。本全釈(一)一六頁参照。

【引用研究文献】

- *青木三郎「平家の郎等平盛国について」（解釈二二一六、一九七五・6）
- *井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』（笠間書院一九八八・10。初版は一九七八・10）
- *川合康「中世武士の移動の諸相―院政期武士社会のネットワークをめぐる―」（メトロポリタン史学叢書1『歴史のなかの移動とネットワーク』桜井書店二〇〇七・12）
- *日下力「常葉譚の読み―山下宏明氏の『平治物語』の読みに対して―」（文学、一九八四・11。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）
- *小林太市郎『大和絵史論』「平家納経考証」（全国書房一九四六・11）
- *佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯（上）」（国語国文、一九九五・12）
- *高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）
- *玉井力「女御・更衣制度の成立」（名古屋大学文学部研究論集五六、一九七二・3）
- *角田文衛『平家後抄』（朝日新聞社一九八一・5）
- *橋本義彦『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館一九七六・9）
- *日比野和子「源平盛衰記に関する一考察―別記文について―」（名古屋大学軍記物語研究会会報二、一九七四・2。日本文学研究大成『平家物語 I』国書刊行会一九九〇・7再録。引用は後者による）
- *保立道久『義経の登場 王権論の視座から』（日本放送出版協会二〇〇四・12）
- *美川圭『白河法皇―中世をひらいた帝王―』（日本放送出版協会二〇〇三・6）
- *宮田敬三「元暦西海合戦試論―「範頼苦戦と義経出陣」論の再検討―」（立命館文学五五四、一九九八・3）
- *元木泰雄①『院政期政治史研究』（思文閣出版一九九六・2）
- *元木泰雄②『平清盛の闘い―幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・2）
- 抑¹日本秋津島ハ、僅ニ六十六箇国、平家²知行ノ国三十余箇国、既ニ半国ニ及ベリ。其の上庄園五百箇所、田畠ハイクラト云³数ヲ知⁴ズ。綺羅充満シテ堂上花ノ如ク、軒騎群集シテ門前成⁵市⁶。楊州之金、荊岫之玉、呉郡之綾、蜀江之錦、七珍万宝、一トシテ闕⁷くる事ナシ。歌堂舞閣之基ヒ、魚龍雀馬之⁸甌物、恐⁹クハ帝闕モ仙洞モ、是ニハ争カ増ルベキ。勢ヒ既ニ君朝ニ並¹⁰び、富又¹¹皇室ニ過¹²タリト、日出¹³クコソ被¹⁴レ

見えケレ。昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、皇化ニ随ズ朝憲ヲ、輕スル者ヲバ、互ニ誠ヲ加ヘシカバ、世ノ乱レハナカリキ。保元ニ為義キラレ、平治ニ義朝討レシ後ハ、末々ノ源氏、此彼ニ有リシカ共、或ハ流サレ或ハ討レテ、今ハ平家ノ一類ノミ、独リ武威ヲ奪フテ、¹⁴自政ヲ恣ニセシカバ、頭サシ出者ナシ。五代十代ノ末ノ世マデモ、誰カハ諍者有ベキトゾミエシ。

【校異】1〈近〉「につほん」、〈蓬〉「日本」。2〈蓬〉「知行」なし。3〈近〉「しよつかうの」、〈蓬・静〉「蜀江之」。4〈近〉「かくる」、〈蓬〉「闕」、〈静〉「闕」。5〈近〉「ぎよりうしやくばの」、〈蓬・静〉「魚龍雀馬之」。6〈近〉「もてあそびもの」、〈蓬・静〉「翫物」。7〈近〉「くはうしつに」、〈蓬〉「皇室に」、〈静〉「皇室に」。8〈近〉「わうくわに」、〈蓬〉「皇化に」、〈静〉「皇化に」。9〈近〉「からんずる」、〈蓬・静〉「かるくする」。10〈蓬〉「に」なし。11〈近〉「へいぢに」、〈蓬・静〉「平氏に」。12〈蓬〉「ありしかと」。13〈蓬〉「うばひて」、〈蓬〉「奪て」、〈静〉「奪て」。14〈近〉「みつから」の「み」をミセケチとし、右に「おの」と傍書、〈蓬・静〉「をのつから」。15〈蓬〉「の世」なし。

【注解】○抑日本秋津島ハ、僅二十六箇国 以下、「是ニハ争カ増ルベキ」まで、諸本に共通。五畿七道併せて六十八箇国となるが、壹岐・対馬二島を除いて日本全土を六十六箇国と数えた。『保元物語』「為義法師、日来思ケルハ、男子ヲ六十六人マウケテ、六十六ヶ国ニ一人ツ、置バヤト思ケレ共」(新大系一〇三頁)。○知行ノ国 橋本義彦の研究によれば、知行国とは、貴族などにある国を指定して、俸料その他国守の得分を得させる制度である。多くの場合その貴族は知行国主となり、子弟や家人のうち位階が適当なものを国守に任命することに。少なくとも院政期までは表向きの制度にはなっていない。それに対し、院宮分国は院や女院に与えられた国で、〈補任〉などに「院分」と表記される公的制度である。国守の俸料その他を得分とする知行国に対し、院宮分国の場合は本来朝廷に納付されるべき公納物を得させるものであり、質的に異なっている。それゆえ、院宮分国でありながら別の人物の知行国という場合も存在し、例えば元永三年の因幡国は白河院の分国でありながら、藤原宗通の知行国となっている。しかし、一方では「分国も知行国も、夫々所領化の道を歩む過

程で漸次同質化し、その間おのずから名称の混同も生じて、両制度の

本質的な差異はそのなかに見失われていった」(一九〇頁)と指摘されている。〈長〉卷三「小松殿被諫事」にも、「就中、国王の恩、此

一門にきはまれり。日本は、わづかに六十六ヶ国、しかるを三十余ヶ国は、一門の分国にて、まつりごとを執行、其上、庄園、田畠、家門

の所領なり。此一門の、朝恩にはこる事は、依法將軍とも云つべし」(1—169頁)とあるが、本来は知行国とすべき所を「一門の分国」と記述しているのは同質化した後の認識を表している。○三十余箇

国、既二半国三及ベリ 平家が三十余箇国を知行したことは確認し得ないが、時期を広く取ればそれほど事実からかけ離れたものではないという(〈延全注釈〉卷一一一八七—一八八頁)。平家の知行国の

三十余箇国という数については、現行の高校日本史教科書でも「平氏の知行国は一一八〇(治承四)年には三〇国」(山川出版社『詳説日本史』(二〇〇七)の註)と記述しているが、「二十に及ぶ国々」(村

井康彦『平家物語の世界』徳間書店一九七三。二二六頁)、二十三ヶ

国(田中文英『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四。二四八頁)、

「三二カ国」（平氏一門十九国、平氏与党六国、平氏家人七国）（五味文彦『平清盛』吉川弘文館一九九九・二七三―二七四頁）などのように、歴史研究者によって見解は分かれている。三十余箇国という数は五味が言うように与党や家人も含みこんだ数か、国替えになった知行国も含んだ延べ数であろう。○其上庄園五百箇所、田畠ハイクラト云数ヲ知ズ「庄園五百箇所」とするのは〈盛〉のみ。〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉「其上庄園・田畠、其数ヲ不知」（〈延〉巻一―三〇ウ）。平家の没官領が五百余所を越える範囲のものであったことについては、〈延〉「平家没官ノ所領等、源氏輩ニ分給フ。惣テ五百余所ナリ。義仲ニハ百四十余箇所、行家ニハ九十ヶ所也」（巻八一―七ウ。〈盛〉4―五―三頁に同記事あり）、『愚管抄』「平家知行所領カキタテ、没官ノ所ト名付テ五百余所サナガラツカハサル」（旧大系二六八頁）に確認できる（上横手雅敬二一九頁、松井茂四〇頁）。そうした平家の没官所領の数がここに反映されているのであろう。

○綺羅充滿シテ堂上花ノ如ク、軒騎群集シテ門前成市「堂上花ノ如ク」「門前成市」は諸注釈の指摘するように、『本朝文粹』巻六一一五〇・橘直幹「請被特蒙天恩兼任民部大輔闕状」の「堂上如花、門前成市」（新大系二二二頁）による。また、『綺羅』「軒騎」には、同じく『本朝文粹』巻二一〇・源順「奉回源澄才子河原院賦」の「其始也軒騎聚門、綺羅照地」（新大系二二七頁）が参照されていよう。

美濃部重克は、前者の直幹の申文を引用することにより、大夫の地位に至った者が莫大な富を得るように、日本の半国を支配する平家の莫大な富を暗示させるとし、後者の源順の「河原院賦」が、今は昔日の佛もない荒涼とした寺院となっている河原院を慨嘆する賦であるよう

に、それを典拠として意識する『平家物語』の場合も、「平家の栄花が後の荒涼の憂いを招く危うさを胚胎している」ということを匂わせていると読む（五八頁）。なお、同様の表現は、〈盛〉巻四十八「女院六道廻物語」などにも、「綺羅ノ妙ナル色、夜モ昼モ荘トス、一門ノ栄花ハ堂上花ノ開ガ如ク、万人ノ群集ハ門前ニ市ヲ立ルニ不レ異」（一四九八頁）と用いられている。○揚州之金、荆岫之玉、呉郡之綾、蜀江之錦「荆岫」を〈四・南・屋・覚〉「荆州」、「蜀江之錦」を〈闘・羅（欄外に「蜀」）江錦」とする。いずれも中国よりもたらされた贅沢品の代表。『軋法輪鈔』「其ノ嫡々相承之恩、捧^サヲ^キ荆岫之玉^ニ不^レ可^レ謝ス、彼師資付属之徳、積^ト揚州之金^ニ不^レ可^レ酬^ス」（『安居院唱導集』上―三二〇頁）、『太平記』巻三十九「橋板ニ大唐氍毹、呉郡ノ綾・蜀江ノ錦、色々ニ布展ベタレバ」（旧大系三―四四四頁）などの例がある。こうした表現は、単なる美辞麗句ではなく、清盛の宋貿易への心酔ぶりと、その恐るべき富力を示すものであろう（〈全注釈〉上―八六頁。高橋昌明一〇八頁）。「荆岫」は「荆州」に同じだが、右の『軋法輪鈔』の他、『本朝文粹』巻二「停九日宴十月行詔」に「荆岫之駕弥遠」（新大系一三九頁）のように用いられている。○歌堂舞閣之基ヒ、魚龍雀馬之翫物「歌堂」を〈四・闘〉「歌道」、「雀馬」を〈長・屋・覚〉「爵馬」とする。歌堂舞閣は歌舞をする大きな建物、魚龍雀馬は贅沢な遊びをいう。諸注釈の指摘するように、『文選』巻十一「蕪城賦」の「若夫藻扈黼帳、歌堂舞閣之基、璇淵碧樹、弋林釣渚之館、吳蔡齊秦之声、魚龍爵馬之玩」（新釈漢文大系賦篇中―二四四頁）による。美濃部重克は、前々項の指摘に続けて、こゝも、「蕪城賦」が、荒廃した広陵を傷み、反逆を企てる子頊を諷諫する賦であるように、清盛の行為が、

やがて平家の栄花を脅かすことになるであろうことを匂わす表現と読む(五九頁)。○恐クハ帝闕モ仙洞モ、是ニハ争力増ルベキ。勢ヒ

既ニ君朝ニ並、富又皇室ニ過タリト、目出クコソ被見ケレ「勢ヒ既

ニ君朝ニ並、富又皇室ニ過タリト」は、〈盛〉の独自異文。「君朝」

「皇室」の用例は、〈盛〉ではこのみ。〈延〉「帝闕モ仙洞モ、争力は

ニハ過ベキト、目出ゾ見エシ」(卷一―三〇ウ)。〈鬪〉はこの後、「抑

大政入道被^{ハカ}成^{カク}是」、偏熊野御利生^{リウ}」(一上―二ウ)として、以

下鱸説話を挿む。○昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、皇

化ニ随ズ朝憲ヲ軽ズル者ヲバ、互ニ誠ヲ加シカバ、世ノ乱ハナカリキ

以下、本節の最後の記事までを、「我身栄花」の終わりに置くのが、

〈四・延・長・盛・南・屋〉。但し、〈延・南〉は、次に「義王」の章

段を置き、〈盛〉は、この後に、日向太郎通良の謀叛記事を置く。〈鬪〉は、

この記事の前に「鱸」記事を置き、「我身栄花」記事との接続を断つ。

〈覺〉は章段を変え、「二代后」冒頭に置く(なお、伝本にはこの間に「義

王」を挿むものもある)。当該記事は、「我身栄花」の終わりに置く形

が良いだろう。なお、昔から、源平両氏が、朝家に召し使われて、朝

敵を討ってきたため世の中は治まってきたという記述は、〈盛〉に次

のように見られる。

・平家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉嘲朝家之間、可追討之由、被下院

宣タリ。但源平両氏ハ、昔ヨリ朝家前後之將軍トシテ、逆臣ヲ誅戮

シテ所蒙異賞也。(卷五「行綱中言」1―三二八―三二九頁)

・其中ニ源平両氏ノ將軍ハ、朝家前後ノ守護トシテ、国土ヲ治奉守君

主、互ニ牛角タリキ(卷十四「三井寺僉議」2―三九三頁)

・文覚重テ申ケル。「良佐殿、源平両家ハ相互ニ二天ノ守護四海ノ將

軍タリキ」(卷十九「文覚頼朝対面付白首」3―一八四頁)

・就中我朝ニハ、源平両家昔ヨリ牛角ノ將軍トシテ、奉守護帝位互ニ

狼藉ヲ誠キ(卷三十九「頼朝重衡対面」5―四九五頁)

また、『太平記』には、卷七「古ヨリ源平両家朝家ニ仕ヘテ、平氏世

ヲ乱ル時ハ、源家はヲ鎮メ、源氏上ヲ侵ス日ハ平家はヲ治ム」(旧大

系1―二二四頁)なども見られる。○保元ニ為義キラレ、平治ニ

義朝討レシ後ハ、末々ノ源氏、此彼ニ有シカ共、或ハ流サレ或討レテ

前項の、源平は、昔から朝家に召し使われて、朝憲を軽んじた場合

には、互いに誠めを加えてきた結果、世の乱れもなかったと言う記述

に続けて、ここでは、保元の乱では源為義が、平治の乱では源義朝が

討たれたために、平家一族のみが繁昌することになったと続く。この

一節に注目した早川厚一は、朝憲を軽んじた平家(清盛)は、朝家の

命を受けた源氏によって討伐されるべきであったとする主張がここ

には込められていると読む。故に、『平家物語』では、近臣(成親・西

光親子・知康等)の私怨によって平家を討とうとした鹿谷事件や山門

事件、法住寺殿合戦がいずれも批判されることになり、頼朝には平家

討伐の後白河院の院宣が必要とされることになったとする(九四頁)。

○今ハ平家ノ一類ノミ、独リ武威ヲ奪テ、自政ヲ恣ニセシカバ、頭サ

シ出者ナシ(〈四・鬪・延・長・南・屋・覺〉「今ハ平家ノ一類ノミ繁

昌シテ、頭ヲサシ出ス者ナシ」(〈延〉卷一―三〇ウ―三二オ)。昔

より源平が互角に朝廷に仕えてきたものの、今では源氏が零落したと

の認識は、〈盛〉に度々見られる。

・昔ハ源平勝負ナカリキ。今ハ源氏ニオイテハ無ガ如シ(卷四「山門

御輿振」1―二四四頁)

・其ニ昔ハ大衆ヲモ防ギ、凶徒ヲモ退ケ、預朝賞宿望ヲモ遂シ事ハ、源平何モ勝劣ナカリキ。而當時ハ雲泥交ヲ隔テ、主従ノ礼ヨリモ猶異也（卷十三「源氏汰」2―3〇九頁）

十四「木下馬」2―三五九頁）
・然而情近來ヲ見ニ、源家ハ運衰テ諸国ニ零落シ、平家ハ威盛ニシテ一天ヲ管領セリ（卷十四「三井寺僉議」2―三九三頁）

・当家ハ清和帝ノ御末、多田満仲ノ後胤トシテ、入道殿マデ九代間近御事也。但源平両氏朝家前後ノ將軍ナレバ、必シモ甲乙有マジキ事ナレ共、一旦ノ果報ニ依テ、當時暫ク官途ニ浅深アルニコソ（卷

〇五代十代ノ末ノ世マデモ、誰カハ諍者有ベキトゾミエシ「五代十代ノ」とするのは〈盛〉のみ。〈延〉「何ナラム末ノ代マデモ何事カアルベキト、目出ゾ見エシ」（三二オ）。

【引用研究文献】

- *上横手雅敬『日本中世政治史研究』（塙書房一九七〇・5）
- *高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）
- *橋本義彦「院宮分国と知行国」（竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館一九六九・6。『平安貴族社会の研究』吉川弘文館一九七六・9再録。引用は後者による）
- *早川厚一「『平家物語』の歴史観」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）三三―1、一九九五・7。『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』に改変の上再録。和泉書院二〇〇〇・3。引用は著書による）
- *松井茂「鎌倉幕府と平家領―寿永三年の前大藏卿奉書をめぐって―」（歴史五三、一九七九・10）
- *美濃部重克『平家物語 序章考』（南山国文一〇、一九八六・3）

【補記】

- （凡例追加）以後、〈長〉本文として、利便性を考え、『長門本平家物語 一〜四』（勉誠出版二〇〇四・6）（二〇〇六・6）を用いる。
- 前号『源平盛衰記』全釈四、三三頁に引いた「引用研究文献」の内、次の二つが脱落していた。
- *元木泰雄②「院政期における大國受領―播磨守と伊予守―」（『院政期政治史研究』一九九六・2）
- *横田隆志「長谷寺本・伝遊行三十七代託資上人筆『長谷寺縁起文』―翻刻と解説―」（国文論叢三六、二〇〇六・7）